

平成17年12月 6日 開会
平成17年12月20日 閉会
(定例第9回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第89号

平成17年第9回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年12月 2日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成17年12月6日 午前10時

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 1 7 年 1 2 月 6 日 (火 曜 日)

議事日程

平成 1 7 年 1 2 月 6 日 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸 般 の 報 告
- 日程第 4 議案第 110 号 平成 16 年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 111 号 平成 16 年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 112 号 平成 16 年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 113 号 平成 16 年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 114 号 平成 16 年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 115 号 平成 16 年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 116 号 平成 16 年度中山町在宅支援特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 117 号 平成 16 年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 118 号 平成 16 年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 119 号 平成 16 年度中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 120 号 平成 16 年度上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 121 号 平成 16 年度下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 122 号 平成 16 年度逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 17 議案第 123 号 平成 16 年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 124 号 平成 16 年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 125 号 平成 16 年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 126 号 平成 16 年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 127 号 平成 16 年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 128 号 平成 16 年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 129 号 平成 16 年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 130 号 平成 16 年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 131 号 平成 16 年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 132 号 平成 16 年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 133 号 平成 16 年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 134 号 平成 16 年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 135 号 平成 16 年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 136 号 平成 16 年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 137 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
(旧町分)
- 日程第 32 議案第 138 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 33 議案第 139 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 34 議案第 140 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)

- 日程第 35 議案第 141 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 36 議案第 142 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 37 議案第 143 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて（旧町分）
- 日程第 38 議案第 144 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入
歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 39 議案第 145 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計（介護サービス事業勘
定）歳入歳出決算の認定について（旧町分）
- 日程第 40 議案第 146 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について（旧町分）
- 日程第 41 議案第 147 号 平成 16 年度大山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について（旧町分）
- 日程第 42 議案第 148 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について（旧町分）
- 日程第 43 議案第 149 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 議案第 150 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 45 議案第 151 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 46 議案第 152 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 153 号 平成 16 年度大山町開拓専用水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 48 議案第 154 号 平成 16 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 49 議案第 155 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資
金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 50 議案第 156 号 平成 16 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 51 議案第 157 号 平成 16 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 52 議案第 158 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 日程第 53 議案第 159 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 54 議案第 160 号 平成 16 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 55 議案第 161 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 162 号 平成 16 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 57 議案第 163 号 平成 16 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 164 号 平成 16 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 59 議案第 165 号 平成 16 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 60 議案第 166 号 平成 16 年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 61 議案第 167 号 平成 16 年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 62 議案第 168 号 平成 16 年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 63 議案第 169 号 平成 16 年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 64 議案第 170 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第 65 議案第 171 号 大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 66 議案第 172 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 67 議案第 173 号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定について
- 日程第 68 議案第 174 号 大山町営土地改良事業の施行について
- 日程第 69 議案第 175 号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第 70 議案第 176 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 71 議案第 177 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 72 議案第 178 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 73 議案第 179 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 74 議案第 180 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 75 議案第 181 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 76 議案第 182 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 77 議案第 183 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 78 議案第 184 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 79 議案第 185 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 80 議案第 186 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 81 議案第 187 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 82 議案第 188 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 110 号 平成 16 年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 111 号 平成 16 年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 112 号 平成 16 年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 7 議案第 113 号 平成 16 年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 8 議案第 114 号 平成 16 年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 9 議案第 115 号 平成 16 年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 10 議案第 116 号 平成 16 年度中山町在宅支援特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第 11 議案第 117 号 平成 16 年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 12 議案第 118 号 平成 16 年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 13 議案第 119 号 平成 16 年度中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

- 日程第 14 議案第 120 号 平成 16 年度上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 121 号 平成 16 年度下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 122 号 平成 16 年度逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 123 号 平成 16 年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 124 号 平成 16 年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 125 号 平成 16 年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 126 号 平成 16 年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 127 号 平成 16 年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 128 号 平成 16 年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 129 号 平成 16 年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 130 号 平成 16 年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 131 号 平成 16 年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 議案第 132 号 平成 16 年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 議案第 133 号 平成 16 年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 134 号 平成 16 年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 135 号 平成 16 年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 136 号 平成 16 年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 137 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

(旧町分)

- 日程第 32 議案第 138 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 33 議案第 139 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 34 議案第 140 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 35 議案第 141 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 36 議案第 142 号 平成 16 年度大山町国民健康保険事業特別会計 (施設勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 37 議案第 143 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 38 議案第 144 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計 (保険事業勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 39 議案第 145 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 40 議案第 146 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 41 議案第 147 号 平成 16 年度大山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 42 議案第 148 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (旧町分)
- 日程第 43 議案第 149 号 平成 16 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 議案第 150 号 平成 16 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 45 議案第 151 号 平成 16 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 46 議案第 152 号 平成 16 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 153 号 平成 16 年度大山町開拓専用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 48 議案第 154 号 平成 16 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 49 議案第 155 号 平成 16 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資

金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 50 議案第 156 号 平成 16 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 51 議案第 157 号 平成 16 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 52 議案第 158 号 平成 16 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 53 議案第 159 号 平成 16 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 54 議案第 160 号 平成 16 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 55 議案第 161 号 平成 16 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 56 議案第 162 号 平成 16 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 57 議案第 163 号 平成 16 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 58 議案第 164 号 平成 16 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 59 議案第 165 号 平成 16 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 60 議案第 166 号 平成 16 年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 61 議案第 167 号 平成 16 年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 62 議案第 168 号 平成 16 年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 63 議案第 169 号 平成 16 年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 64 議案第 170 号 大山町行財政改革審議会条例の制定について
- 日程第 65 議案第 171 号 大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第 66 議案第 172 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 67 議案第 173 号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定について

- 日程第 68 議案第 174 号 大山町営土地改良事業の施行について
- 日程第 69 議案第 175 号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例について
- 日程第 70 議案第 176 号 平成 17 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 71 議案第 177 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 72 議案第 178 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 73 議案第 179 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 74 議案第 180 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 75 議案第 181 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 76 議案第 182 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 77 議案第 183 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 78 議案第 184 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 79 議案第 185 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 80 議案第 186 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 81 議案第 187 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 82 議案第 188 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 追加日程第 1 地方行政特別委員会の調査結果の報告について
-

出席議員 (21 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員 (なし)

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から政務報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは平成17年度12月定例会における政務の報告をさせていただきます。

9月定例会議会以降における各種事務事業の取り組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係でございます。総合防災訓練について、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震から5年の節目にあたる10月6日、大山町総合防災訓練を実施しました。午前9時30分、震度6強の地震により津波が発生したとの想定のもと、住民、消防団、赤十字奉仕団及び役場職員約1,100人が参加し、避難訓練、消火訓練、炊き出し訓練、津波対策研修をそれぞれ行い、避難ルートの確認や消火器による初期消火方法の習得を図りました。また、町では災害対策本部を設置し、災害情報の伝達や避難所の設営手順についての検証をいたしました。本訓練で判明しました運用面での改善点については、今後地域防災計画等に反映させてまいりたいと考えています。

次に、職員の接遇研修についてであります。研修名を「人を見れば客と思え作戦」と称し、10月16日、22日、23日、29日、30日、11月3日の6日間、大山寺周辺において、職員研修の主要テーマである「接遇」と、大山寺周辺の歴史・文化・観光スポットなどについての知識の習得をはかるため、職員、嘱託職員を対象に研修を実施いたしました。述べ6日間で303名の職員が、観光客のみなさんに声かけや道案内等行いましたが、この接遇研修で学びましたことを普段の業務の中にも生かして参りたいと考えております。

次に、企画情報課関係であります。まず、大山振興計画策定について、大山を核にした新町活性化の行動計画策定に向けた推進会議を設置しました。町内の商工、観光、宿泊、漁業、農業、林業、まちづくり企画、地産地消を担う団体で構成をし、

それぞれの分野が有機的に連携した協働のまちづくりを目指します。テーマに沿って協議するための専門部会を設け、3月下旬を目途に行動計画案と振興計画の骨子の策定に向けた協議、検討を重ねてまいります。

次に、総合計画策定についてであります。総合的、計画的な行政の運営を図るための基本構想となります総合計画の策定作業に着手いたしました。基本的な方向は、合併協議会で作成された新町の建設計画「新町まちづくりプラン」に沿ってまいります。素案の検討を完了しました。できれば、年内に審議会の初会合を開催したく準備を進めているところであります。

次に、地域情報基盤整備事業についてであります。地域情報基盤整備事業について検討をお願いしていました検討委員会から報告書の提出をいただきました。光ファイバーで構築する線路設備の使用権を認める事業者の選定とその事業内容を検討した結果、事業者の評価が分かれたため、採決による決定が選択されました。事業者に株式会社中海テレビ放送を選定し、地域情報基盤を整備することが妥当であるとの報告でありました。今後、事業説明会、加入説明会を開催し、有効利用についての啓発に取り組んでまいります。

また、高規格道路と立体交差する町道神原福尾線に光ケーブルの幹線を予定しています個所について、道路工事の完了前に施工する必要があるため、先行して保護管を埋設する工事を183万7,500円で有限会社林原工業が請負施工中であります。

次に、大山はまなすサイクリング2005の開催についてであります。10月2日(日)に、大山はまなすサイクリング2005が中山まちづくり実行委員会主催で開催いたしました。町内はもとより町外からも多く参加していただき、サイクリングを楽しみながら町の自然や名所旧跡を知ってもらうことを趣旨として、旧中山町内を一息坂30kmコースと、はまなす15kmコースに分けて行いました。当日は、あいにくの雨でしたが、230名の参加があり、大山や日本海を身近にして自然を満喫していただきました。ゴールの後は、なかやま温泉入浴券と中山牛の焼肉を用意し、お楽しみ抽選会などもありにぎやかな会となりました。参加者の中には、2回目、3回目と継続しての県外からの参加も多くあり、イベントとしての知名度の高さを再確認しました。今後も引き続き実施することにより大山町の魅力が更に広がることを期待できます。

次に、国際交流事業についてであります。米国カリフォルニア州テメキュラ市から、11月2日～4日の3日間、副市長をはじめとする5名の訪問があり、町の行事や地域のイベントに参加するなどして交流を行いました。

また、11月13日～19日の7日間は、私と、議長、公募の2名、さらに事務局1名の計5名がテメキュラ市へ渡米し、市長を表敬訪問、学校や主要施設を視察

して交流を行いました。

テメキュラ市は、平成6年5月に旧中山町と姉妹都市締結を行い、同年10月には市のマルガリータミドルスクールと中山中学校が姉妹校縁組を行いました。以降ほぼ毎年相互に訪問し、ホームステイをしながら文化交流を続けてきました。そして、このたびの訪問により、新町においてもテメキュラ市と新大山町は今後も継続して友好を深めていくことを確認をいたしました。

次に、地域整備課の関係でございます。町道改良事業について、町道八重六ツ塚線道路改良工事を670万1,100円で有限会社ナカヤマが、町道押平所子線道路改良工事（押平橋上部工）を4,431万円で極東工業株式会社鳥取営業所が請負、完了しました。町道退休寺樋谷線道路改良工事を315万円で三鈷土木建設株式会社が、町道妻木寺坂線道路改良工事を451万5,000円で三鈷土木建設株式会社が、町道滝坂線道路災害復旧工事を635万2,500円で有限会社こはらが請負、施工中であります。

次に、水道課関係であります。下水道事業について、光徳農業集落排水工事並びに庄内地区公共下水道工事は地元の方のご協力により順調に進んでおります。9月以降の工事発注状況は次のとおりであります。光徳地区農業集落排水事業管路施設（8工区）工事を4,271万4,000円で有限会社坂田建設が、光徳地区農業集落排水事業管路施設（9工区）工事を3,118万5,000円で有限会社ヤマダが、庄内地区24工区管路新設工事を2,572万5,000円で有限会社やまねが、庄内地区25工区管路新設工事を2,856万円で有限会社三千代建設が請負、施工中であります。

次に、産業振興課関係でございます。「とっとり大地と海のフェスタ」農林水産物等の即売会特産品PR活動についてでございます。去る11月12日から13日にかけて「とっとり大地と海のフェスタ」が鳥取市の布施総合運動公園で開催をされ、各種の催しや地元の特産品の展示即売等が行われましたが、本町におきましても生産者等と一体となり特産品のブロッコリー、りんご、大山おこわ、お茶、海産物等を広くPRしてまいりました。

次に、水産振興についてであります。大山町漁港漁場整備事業基本計画策定業務を1,470万円でセンク21株式会社鳥取事務所が請負施工中であります。

次に、農業振興についてであります。新農業水利システム保全対策事業として、羽田井地区用水路修繕工事を455万9,500円で松岡建設有限会社が請負、完了しました。また塩津地区用水路修繕工事を194万2,500円で有限会社こはらが請負施工中であります。

次に、福祉保健課関係であります。まず、敬老会の開催について、平成17年度敬老会を保健福祉センターなわで、10月12日と13日の2日間に分けて開催を

しました。今年度から金婚式とは別開催となり、平成18年3月末までに満75歳以上になられる方1,306名のうち405人の方に出席いただきました。当日のアトラクションに民生児童委員さんにもご出演いただき、会も大いに盛り上がり、出席された皆さんにも大変喜んでいただきました。

戦没者追悼式の開催についてでございます。平成17年度戦没者追悼式を名和農業者トレーニングセンターで、10月20日に開催をいたしました。今年度から旧3町で開催しておりました慰霊祭を合同で開催することとなり、当日は220名の遺族の方の出席のもと869名の戦没者の御霊に対して敬意と感謝の誠を捧げました。

次に、金婚式の開催であります。平成17年度金婚式を保健福祉センターなわで、11月22日に開催しました。今年度から3地区合同で開催することとなり、昭和31年3月末までにご結婚された69組のご夫婦のうち、46組89名の方に出席いただきました。当日のアトラクションに名和・中山・大山それぞれの公民館のサークルのみなさんにご出演いただき、琴の演奏や歌や踊りに会も大いに盛り上がり、出席された皆さんも感慨ひとしおでした。

次に、大山保育所の改修工事についてであります。大山保育所の屋根ほか改修工事を1,971万9,000円で有限会社権田工務店が請負、工事施工中であります。

次に、中山地区の敬老会の開催についてであります。中山地区の敬老会を平成17年10月5日水曜日に中山農業者トレーニングセンターで開催しました。該当者、平成17年度中に75歳以上になられる方878名のうち274名の方が出席されました。当日は、式典の後、昼食をとりながら中山公民館サークルによる余興を楽しまれました。

次に、人権推進課関係でございます。第15回名和地区解放文化祭についてであります。11月19・20日の2日間、人権交流センターにおいて解放文化祭実行委員会と共催により第15回名和地区解放文化祭を開催いたしました。初日の19日は庄内小学校児童の同和問題学習の発表、識字学級等の各種の作品展示をはじめ、鳥取市立日進小学校教諭の橋本智洋氏による「ふるさとに生まれ、ふるさとに生きる」と題する同和問題講演会等を行いました。2日目の20日は人権交流センターを拠点に活動している銭太鼓、生け花等のサークル発表、また、焼きそば、町職員有志による大判焼き等のバザーを行いました。2日間で町内外から約1,000人の参加があり、人権・同和問題について学習すると共に大いに交流を深めました。

次に、第4回中高ふれあい祭りについてであります。11月20日、中高ふれあい文化センター・児童館・集会所において、中高ふれあい祭り実行委員会と共催に

より、第4回中高ふれあい祭りを開催致しました。午前中は、淀江作業所による「淀江さんこ節」、大山中学校生徒の人権作文発表、ソーラン節解放劇「生きる」のビデオ上映を行いました。お昼は青空サークルのカレーライス・日用品、婦人会の大山おこわ、青年部の豚汁・ポン菓子、淀江作業所の手作り石鹸・小物などのバザーがありました。午後からは、ゴスペルオーブの出演で、参加者が全員で歌う場面もあり、子供も大人も大いに盛り上がりました。展示コーナーでは生花・粘土工芸・習字・絵手紙など各教室の作品、園児・小学生・中学生の作品、一般作品などたくさん出品をして頂き、参加者の方にゆっくりと楽しんで見ていただけたと思います。町内外から、約300名の参加があり、人権・同和問題について学習すると共に交流を深め合いました。

次に、観光商工課関係であります。まず、商工振興関係であります。中小企業小口融資並びに同和地区小口融資の本年度実績ですが、現段階では10件、融資額合計9,250万円であり、今年度もほぼ平年並みの数字となるものと見込んでおります。

次に、観光振興関係であります。10月1日に生活想像館を会場に盲目のギタリスト長谷川きよしコンサートを行いました。約150人の参加で、華麗なギターテクニックに酔いしれた一夜となりました。翌2日は宮川大助・花子さんをはじめとした吉本興業の皆さんと大山山麓を散策する「大助・花子健康ウォーキング」が開催されました。警報が発令されるという悪天候にもかかわらず、関西・中国地方から1,100人あまりの参加がありました。9日は、第22回境港水産まつりに大山町ブースを出展し、ナメコ汁や紅茶をふるまい、好評を得ました。23日は恒例の大山一斉清掃が行われ、70団体700人の参加となりました。これには役場職員も参加し、大山の美化に協力いたしました。10月20日から11月5日にかけては、恒例のもみじ祭が行われました。今年は例年よりも紅葉時期が遅れましたが、色づきはよく、駐車場の無料化効果、各種PRの充実などの要因も相まって、休日の駐車場は満車状態となり、参道にかつてのにぎわいが戻ってきた感がありました。

11月5・6日は千葉県我孫子市で開催されたジャパンボードフェスティバルに大山町ブースを出展しました。これは鳥に関する国内最大のイベントで、二日間で約5万6,000人の入場者がありました。本町はパネル展示やパンフレット配布の他、鳥のおもちゃ作成の体験コーナーを開設し、大変好評でした。なお、明けて2月には我孫子市の皆さんが大山への観鳥ツアーにおこしの予定であります。

20日には県の大阪事務所等が行った「京都とっとりウォーク」に協賛参加しました。この催しは京都市内にある鳥取にゆかりのある地を訪ねながら秋の京都を散策するというもので、名和長年公の遺跡でボランティアの皆さんによる解説、特産の紅茶のふるまいを行いました。今回が初めての開催でしたが約600名の参加が

ありました。

7月から運行しておりました大山る一ぶバス遊悠ですが、11月13日の運行をもって今シーズンの運行を終了いたしました。運行日数は55日、総乗車人員3,674名、1日平均66名と初年度としてはまずまずの結果となりました。

ほかにも、各種イベントの後援、協賛を行ったり、マスコミを通じたPR、県外でのキャンペーン等積極的に取り組み、大山町の知名度向上を図っております。

次に、なかやま温泉関係であります。4月から10月までの温泉入湯者数は5万3,786人であり、前年同期に比べ1,549人、率にして3%の減となっております。開館時間の延長の試行を行う等の対策は行ってきておりますが、今後更に積極的な営業展開を図り、入湯者数を確保していきたいと考えております。

次に、スキー場関係でございます。現在中の原スキー場では、搬機の取り付けや草刈りなどが終わり、営業開始に向けての機器等の最終点検・調整を行っているところであります。営業に十分な積雪があれば12月17日からリフト営業を開始する予定です。スキー場開き祭は、23日午前10時から中の原スキー場で行いますので、是非皆さんおこしいただきますようお願いいたします。

なお、大山国際スキー場の人工降雪ゲレンデは12月10日から営業を開始される予定であります。

次に、学校教育課関係であります。工事関係についてであります。大山学校給食センター改築工事を、3億5,280万円で株式会社竹田組に発注いたしております。

次に、設計関係についてであります。中山小学校校舎耐震補強及び大規模改修工事設計業務を2,415万円で株式会社桑本賢一設計事務所が、大山中学校技術棟改築工事設計業務を945万円で株式会社白兔設計事務所米子事務所が、大山小学校プール更衣室・便所改修工事設計監理業務を、121万8,000円で株式会社桑本建築設計事務所が、名和中学校体育館屋根改修工事設計監理業務を、79万8,000円で株式会社桑本賢一設計事務所が、名和中学校プール給水配管改修工事設計監理業務を26万2,500円で近岡建築設計事務所が受注しております。

次に、表彰関係についてであります。大山西小学校みどりの少年団が、10月29日に平成17年度全国緑の少年団活動発表大会でみどりの奨励賞を受賞いたしました。中山小学校が、11月10日に平成17年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰を受賞しました。光徳小学校が、11月30日に第6回環境美化教育優良校の散乱防止活動部門の優良校の表彰を受けました。中山中学校の金田修平さんが、第36回ジュニアオリンピック陸上競技大会・ジャベリックスローで8位入賞しました。

次に、社会教育課関係であります。第1回大山町文化祭についてでございます。

1 1月3日から6日にかけて、「第1回大山町文化祭」を開催いたしました。本年度は、大山恵みの里づくり構想による「人と人、人と自然が心でつながるまち」をメインテーマとして、旧町単位の3会場に分けて、中学校の文化祭を同時に開催いたしました。

中山会場では、フォーラム中山を主会場として3日～4日に開催し、商工会・JA西部農協等のご理解により、「文化・産業」をサブテーマとして、バザー等で大いに賑わいを見せました。

名和会場では、名和スポーツランドを主会場として5日～6日に開催し、「文化・環境」をサブテーマとして、高田工業団地内に「風車会場」を設け、環境先進町を目指す本町の取組の啓発を行い、また、大山恵みの里づくり構想の具現化に向けて「大山恵みの里づくりシンポジウム」を開催し、大山ブランドの創造について、町民の皆様とともに議論を深めたところであります。

大山会場では、名和会場と同日に開催し、保健福祉センターだいせんを主会場に、「文化・歴史・健康」をサブテーマとして、国の重要文化財「大山寺阿弥陀堂」と「門脇家住宅」を同時公開いたしました。特に「大山寺阿弥陀堂」の公開は反響も大きく、2日間で1,600人の参観者を迎え、文化財の活用による町の活性化について、一定の成果を得たものと考えております。

また、3会場を結ぶシャトルバスの運行やスタンプラリーの実施により、会場間交流に努めた結果、多くの町民の皆様にも複数の会場をご覧いただき、交流の輪も広がりを見せたものと感じております。

本文化祭にご協力いただきました関係諸団体の方々に、この場を借りて深く感謝申し上げます。

次に、第17回全国生涯学習フェスティバルについてであります。去る10月9日から15日にかけて県下を3会場に分けて全国生涯学習フェスティバル「まなびピア鳥取2005」が開催されました。西部地区では、米子市文化ホールを会場に、生涯学習の成果の発表の場として各種事業が実施され、本町の生涯学習グループも、公民館サークルを中心に展示や発表部門に参加し、学びと交流の輪を広げました。

次に、全国スポーツ・レクリエーション祭りハーサル大会についてであります。

来年度に県下で開催される全国スポレク祭のリハーサル大会と県民スポレク祭を兼ねて、本町では2競技の大会を開催いたしました。ソフトバレーボールは、10月16日に大山総合体育館に参加者600名を迎え、また、3B体操は10月23日に名和農業者トレーニングセンターで参加者250名を集めて、全国大会を想定した役員等を配置しながら実施いたしました。今後は、来年度の本大会の成功に向け、推進体制の強化や町民の皆様へのPRに努めながら準備を進めて行くこととなります。

次に、町民運動会についてであります。地区単位の町民運動会が今年度も次の表のとおり実施開催されました。中山地区については3地区、名和地区においては2地区、1地区は雨で中止となりました。大山地区は2地区で開催をされています。

次に、大山地区通学合宿推進事業についてであります。旧大山町内の小学校の児童を対象に、大山青年の家で通学合宿を実施いたしました。本事業は旧中山町内でも6月に実施しておりますが、11月6日～12日には大山小学校、11月27日～12月3日には大山西小学校の児童、延べ114名の参加により、集団生活を通じての規律を学び、家庭や親の大切さを体感して、心豊かな逞しい子供の育成を図ろうとするものであります。

次に、施設等の整備についてであります。中山農業者トレーニングセンター外壁等改修工事を、3,738万円で馬野建設株式会社が請負工事施工中であります。歴史の道（横手道）測量図面作成業務を189万円でダイニチ技研株式会社が業務遂行中であります。

以上で政務報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第110号～日程第63 議案第169号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第110号 平成16年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第63、議案第169号 平成16年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、計60件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第110号から議案第169号まで提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第110号 平成16年度中山町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見を付して提案いたしましたので、認定のほどよろしくお願いいたします。

はじめに一般会計歳入総額30億5,298万1,317円に対し、歳出総額33億1,817万1,327円で、歳入歳出差引歳入不足額2億6,519万10円でありましたが、この不足額は合併の事由により生じた債務であります。このため、一時借入金充用額3億円、宅地造成事業特別会計歳計現金繰替流用額8,500万円、他会計への歳計現金繰替流用額6,900万円としております。

それでは、一般会計決算書の内容につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

第5款 町税は、歳入調定額3億6,223万4,546円に対し、収入済額3

億2,835万6,767円で、収納率は90.6%でありました。項5町民税 目4法人の法人税割においては、長引く景気の低迷をうけ、対前年度比48.3%の減でありました。項10固定資産税は、歳入調定額2億1,901万774円に対し収入済額1億9,652万4,804円で89.7%の収納率でありました。項20市町村たばこ税は、1,976万5,945円の決算額で、対前年度比6.8%の減であります。

第10款 地方譲与税は、3,538万1,000円の決算額であります。税源移譲により新設された項の5所得譲与税は、875万8,000円で項10自動車重量譲与税は、2,011万円、項15地方道路譲与税は、651万3,000円であります。

第18款 地方消費税交付金は、4,342万円の決算額で、対前年度比11%の増であります。

第25款 自動車取得税交付金は、901万円の決算額であります。

第30款 地方交付税は、14億5,482万2,000円の決算額で、前年対比8.2%の減であります。主な内容は、大山山麓土地改良事業の農地開発事業負担金にかかる交付税措置分の減であります。

第40款 分担金及び負担金は、2,336万6,294円の決算額で、主なものは目15民生費負担金の児童福祉費負担金の保育料等2,150万7,610円であります。

第45款 使用料及び手数料は、2,270万6,576円の決算額であります。項5使用料の主なものは、町営住宅使用料の1,526万6,763円であります。項10手数料の主なものは、窓口証明などの総務費手数料であります。

第50款 国庫支出金は、4,191万9,775円の決算額で、項5国庫負担金の主なものは、目15民生費国庫負担金の児童手当、保育所運営費などの児童福祉費国庫負担金で1,616万666円であります。項10国庫補助金では目45教育費国庫補助金の小学校費国庫補助金の大規模改造事業補助金929万9,000円あります。

第55款 県支出金は、1億1,259万2,362円の決算額で、項5県負担金の主なものは、目15民生費県負担金の社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険事業、老人保護措置費などの1,164万8,959円あります。項10県補助金の主なものは、目25農林水産業費県補助金の地籍調査事業や中山間地域等直接支払い事業、堆肥等処理施設緊急整備事業の農業費県補助金の4,707万770円あります。項15県委託金の主なものは、参議院議員通常選挙の選挙費委託金の737万6,686円あります。

第60款 財産収入は、516万6,181円の決算額で、前年対比81.9%

の減で、これは前年度に学校跡地売払い収入があったためによる減であります。

第70款 繰入金は、5億1,856万9,000円の決算額でありました。項10の基金繰入金の主なものは、集落排水事業と公共下水道事業に対しての推進基金繰入であります。

第75款 繰越金は、1億2,854万9,451円の決算額でありました。

第80款 諸収入は、8,704万5,202円の決算額で、主なものは項20雑入の誘致企業工場建設資金貸付金回収金2,253万円と社会福祉協議会福祉基金戻入金3,000万円であります。

第85款 町債は、2億3,220万円の決算額でありました。主なものは一般財源に充当するための臨時財政対策債1億7,120万円であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。各款をおって、主な内容について簡単にご説明申し上げます。

第5款 議会費は、6,544万8,769円の決算額でありました。

第10款 総務費は、8億6,633万9,197円の決算額であります。

主な内容は、項5総務管理費の目9諸費で電算システム統合負担金8,533万円、大山支所建設負担金2億7,629万9,000円であります。

第15款 民生費は、5億3,204万3,633円の決算額であります。

主な内容は、項5社会福祉費では目1社会福祉総務費で介護保険特別会計をはじめとする保険特別会計への繰出金8,683万3,181円、目14同和対策費で隣保館建設土地購入1,753万1,500円であります。項10児童福祉費では、目1児童福祉総務費で、制度改正により小学校第3学年修了特例給付を含む児童手当2,055万3,687円、目5保育所運営費1億4,579万127円であります。

第20款 衛生費は、1億5,634万6,886円の決算額であります。

主な内容は、項10清掃費、目1清掃総務費でごみ収集委託3,480万8,000円、西部広域行政管理組合負担金2,016万円あります。

第25款 農林水産業費は、3億7,439万992円の決算額であります。

主な内容は、項5農業費、目5農地費で県営畑地総合開発事業負担金2,625万円、目15農免農道整備事業費で農免農道整備事業負担金2,260万5,800円。目30地籍調査事業費2,907万5,054円、目31集落排水事業推進費で農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,361万6,000円あります。

第30款 商工費は、4,378万8,823円の決算額であります。

主な内容は、項5商工費、目2商工振興費の小口融資貸付事業に係る貸付金2,850万円あります。

第35款 土木費は、1億9,802万3,370円の決算額であります。

主な内容は、項10道路橋梁費、目3道路新設改良費で、7路線の町道整備2,

072万7,000円、目5辺地対策事業費600万1,547円、項30下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金1億339万2,000円は、前年対比7.6%の増であります。

第40款 消防費は、9,463万32円の決算額で、前年対比3.2%の増であります。主な内容は、目1常備消防費で西部広域行政管理組合負担金の増であります。

第45款 教育費は、3億5,684万6,979円の決算額であります。

主な内容は、項10小学校費、目1学校管理費で中山小学校屋内運動場大規模改修工事7,473万5,850円であります。

第55款 公債費は、6億3,031万2,646円の決算額でありました。目1元金は5億4,827万6,934円で、主なものは温泉館・生活想像館をはじめとする文教の森整備事業分1億1,344万円、減税補填債分5,919万5,642円であります。目2利子は8,203万3,976円で、主なものは文教の森整備事業分1,154万2,588円、中学校建設事業分1,137万9,652円あります。

以上、中山町一般会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、お手元に配付の平成16年度決算審査資料における各部門別の主要な施策の実施状況をご参考にさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上で議案第110号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第111号 平成16年度中山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が2,055万1,204円で、歳出総額は、4,883万8,238円で、歳入歳出差引2,828万7,034円の不足であります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、一般会計歳計現金繰替流用額が2,900万円あります。

歳入の主なものは、貸付金元利収入1,525万1,660円であり、歳出では総務費81万6,203円、公債費2,193万7,239円、繰上充用金2,608万4,796円あります。よろしくご審議のうえ認定いただきますようお願いいたします。以上で議案第111号の提案理由の説明を終わります。

議案第112号 平成16年度中山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額839万4,272円に対し、歳出決算総額は551万3,701円で差引残額288万571円を平成16年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しをしております。

歳入について説明をいたします。

第1款 管理収入の収入済額437万3,927円は、給水料収入であります。

第10款 使用料及び手数料の1,025円は、工事設計手数料と工事検査手数料であります。

第15款 繰越金の401万5,191円は前年度繰越金であります。

第20款 諸収入の4,129円は受託給水工事収入であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款 総務費の255万1,490円は水源管理委託費として旧名和町に43万2,000円、開拓専用水道の維持管理負担金として旧中山町水道事業会計へ199万5,000円並びに管理に要した経費であります。

第10款 営繕費の支出済額296万2,211円の主なものは萩原地内の配水管布設替工事や配水池等の維持管理に要した費用であります。

第90款 予備費において支出はなく全額不用額となっております。以上で議案第112号の提案理由の説明を終わります。

議案第113号 平成16年度中山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要を説明いたします。

事業勘定におきまして、歳入総額4億8,920万6,076円、歳出総額4億9,806万2,097円となり、差引歳入不足額885万6,021円は、合併の事由により生じた債務であり、このため、一般会計歳計現金繰替流用額は900万円となっております。

次に、款を追って歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 国民健康保険税の収入済額は1億7,066万1,000円となっております。収入未済額は2,080万6,000円で、不納欠損額は、1,331万6,000円であります。

第15款 使用料及び手数料1万4,000円は、督促手数料で前年度は、1万3,000円であります。

第20款 国庫支出金1億4,292万2,000円は、療養給付費等負担金1億2,371万3,000円、財政調整交付金1,920万9,000円で、前年度に対し6,618万7,000円の減、率にして31%の減となっておりますが、財政調整交付金の減による療養給付費等負担金の増が主なものであります。

第22款 県支出金217万6,000円は、高額医療費共同事業県負担金で負担率4分の1であり、平成15年度から17年度までの措置であります。

第25款 療養給付費交付金6,056万円9,000円は、退職被保険者の医療費に係るもので、前年度に対し813万6,000円、率にして13.4%の減であります。

第30款 共同事業交付金738万2,000円は、70万円以上の高額療養費に対する交付金で、前年度に対し168万6,000円、率にして18.5%の減となっております。

第35款 財産収入1,000円は、国保連合会への出資金利子と積立金利子です。

第40款 繰入金4,953万7,000円は、一般会計繰入金3,453万7,000円と、基金繰入金1,500万円で、前年度に対し2,505万円、率にして33.5%の減となっております。

第45款 繰越金5,594万円は、平成15年度からの繰越金で、前年度に対し2,670万4,000円、率にして91.33%増となっております。

次に歳出について説明いたします。

第5款 総務費486万8,000円は、電算委託料関係135万6,000円、コンピューターリース料128万2,000円が主なものであります。

第10款 保険給付費は3億4,929万7,000円となっております。

第15款 老人保健拠出金は、9,929万5,000円となっております。

第17款 介護納付金は、2,822万3,000円となっております。

第20款 共同事業拠出金は、1,141万円となっております。

第25款 保健事業費440万5,000円は、前年度に対して8万9,000円、2%の増となっておりますが、消耗品の増が主なものであります。

第30款 諸支出金56万円は、前年度に対し288万円、率にして83.7%の減となっておりますが、前年度以前保険税過誤納による還付によるものであります。

以上もちまして、議案第113号の提案理由の説明を終わります。

議案第114号 平成16年度中山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入5億8,539万4,883円、歳出5億9,349万5,900円となり、差し引き歳入不足額は、810万1,017円となっております。この不足額は合併の事由により生じた債務であり、一般会計歳計現金繰替流用額は、900万円となっております。

次に款をおって歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 支払基金交付金3億5,597万円は、社会保険診療報酬支払基金から医療費に係る交付金3億5,350万7,000円と、審査支払手数料交付金246万3,000円であります。

第10款 国庫支出金 1億4,476万2,000円は、医療費に係る国庫負担

金であります。

第15款 県支出金 3,505万2,000円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款 繰入金 3,666万1,000円は、医療諸費の町負担分で、前年に対して56万7,000円、率で1.57%の増であり負担率の増によるものであります。

第25款 諸収入 390万6,000円は、交通事故に係る第三者納付金であります。

第30款 繰越金 904万3,000円は、前年度よりの繰越金であります。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款 医療諸費 5億8,292万円は、医療給付費・医療支給費及び審査支払手数料であります。

第10款 諸支出金 1,057万5,000円は、前年度実績による支払基金償還金であります。以上で議案第114号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第115号 平成16年度中山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額 3億6,520万9,475円、歳出総額 3億7,798万1,278円となり、差引歳入不足額 1,277万1,803円は合併の事由により生じた債務であり、このため一般会計歳計現金繰替流用額 1,300万円となっております。

次に、歳入から款を追って説明いたしますが、金額につきまして千円未満は、省略させていただきます。

第5款 介護保険料の収入済額は、5,281万2,000円で現年度分の収納率は、99.31%となっており、収入未済額は68万2,000円となっております。

第15款 国庫支出金 9,409万6,000円は、介護給付費に係る国庫負担金 7,419万1,000円、調整交付金 1,990万5,000円となっております。

第20款 支払基金交付金 1億1,965万5,000円は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金として交付されたものであります。

第25款 県支出金 4,340万7,000円は、介護給付費の県負担金として交付されたものであります。

第30款 繰入金 5,229万5,000円は、町負担分として一般会計から繰入れたものであります。前年度と比較して額で58万円、率にして1.1%の減となっております。

第32款 繰越金294万2,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に歳出について、説明いたします。

第5款 総務費561万2,000円は、電算処理業務委託料、介護認定主治医意見書作成委託料及び介護認定審査会負担金が主なものであります。

第10款 保険給付費3億7,202万3,000円は、介護サービス等諸費3億5,270万1,000円で、支援サービス等諸費1,601万6,000円で、高額介護サービス等費275万3,000円が主なものであります。

第15款 財政安定化基金拠出金34万4,000円を介護保険財政安定化基金に拠出しております。

以上で議案第115号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第116号、平成16年度中山町在宅支援特別計歳入歳出決算の認定について、その概要を説明いたします。

事業勘定におきまして、歳入総額7,570万1,117円、歳出総額7,085万8,002円となり、歳入歳出差引額484万3,115円は新大町一般会計に繰り入れております。

次に款を追って歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 使用料及び手数料511万7,000円は、通所介護サービス料で、個人負担分482万2,000円が主なものとなっております。収入未済額は8,000円ではありますが、新町の一般会計の民生費雑入に納入済であります。

第12款 繰越金2,997万2,000円は、前年度からの繰越金であります。

第15款 諸収入4,061万1,000円は、居宅介護支援計画作成料686万7,000円、訪問介護サービス料352万8,000円、通所介護サービス料2,450万6,000円で、介護予防事業費539万7,000円が主なものであります。

次に歳出について説明申し上げます。

第5款 総務費7,085万8,000円は、居宅介護支援事業費356万3,000円、訪問介護事業費1,103万円、通所介護事業費5,626万4,000円が主なものであります。

なお、本事業は実施主体等の整備も整いましたので、合併を機に本年度を持って終了するものでございます。

以上で議案第116号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第117号 平成16年度中山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額1億5,099万2,726円に対し、歳出決算総額は1億5,

251万7,194円で歳入歳出差引歳入不足額152万4,468円は合併の事由により生じた債務であり、このため200万円を一般会計から歳計現金を繰替流用し決算をおこなっています。

歳入について説明します。

第5款 分担金及び負担金の35万円は加入負担金であります。

第10款 使用料の2,495万4,922円は下水道使用料であります。

第25款 繰入金の1億2,361万6,000円は一般会計繰入金であります。

第30款 繰越金の207万1,804円は前年度繰越金であります。

次に、歳出について説明します。

第5款 事業費の2,956万3,946円は人件費や処理場等の施設管理に要した経費であります。

第10款 公債費の1億2,295万3,248円は起債の元利償還金であります。

以上で議案第117号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。

午前11時 9分

午前11時27分

○議長（鹿島 功君） 再開します。引き続き町長の説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） 続きまして、議案第118号 平成16年度中山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額1億6,933万6,636円に対し、歳出決算総額は1億7,033万5,568円で歳入歳出差引歳入不足額99万8,932円は合併の事由により生じた債務であり、このため100万円を一般会計から歳計現金を繰替流用し決算をおこなっています。

歳入について説明します。

第5款 分担金及び負担金の64万5,000円は加入負担金であります。

第10款 使用料及び手数料の1,821万6,703円は下水道使用料であります。

第15款 国庫支出金の4,565万円は公共下水道事業に対する補助金であります。

第25款 繰入金の1億339万2,000円は一般会計繰入金であります。

第30款 繰越金の143万2,933円は前年度繰越金であります。

次に歳出について説明します。

第5款 公共下水道費の7,336万5,692円は処理場等の施設管理、逢坂

処理場増設工事委託等に要した経費であります。

第10款 公債費の9,696万9,876円は起債の元利償還金であります。

以上で議案第118号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第119号 平成16年度中山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入1,123万9,996円、歳出247万4,265円、差引残額は876万5,731円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第10款 財産収入31万7,459円は、国営農地造成事業による貸付地等の土地貸付収入であります。

第20款 繰越金は、1,091万9,993円の決算額であります。

第25款 諸収入は、預金利子雑入あわせて2,544円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款 総務費は175万5,436円で、主なものは上中山財産区繰出金4万5,000円と官行造林契約解除に伴う国の権利分購入費152万2,500円であります。

第10款 林業費は、71万8,829円で、主なものは項5林業費、目2林業振興費55万6,981円で造林地の下刈り賃金等であります。

第90款 予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしておりましたが、使用する事も無くそのまま不用額としております。

以上で、議案第119号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第120号 平成16年度中山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入4,352万2,897円、歳出2,674万1,233円、差引残額は1,678万1,664円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第5款 県支出金40万7,347円は、項5県補助金、目2林業振興費県補助金の造林事業補助金であります。

第10款 財産収入138万4,215円は、項5財産運用収入、目2財産貸付収入の家畜改良センター鳥取牧場等の土地貸付収入123万4,215円と、項1

0 財産売払収入 目 2 立木売払収入 15 万円であります。

第 15 款 繰入金 4 万 5,000 円は、中山財産区特別会計から下排水事業助成にかかるものであります。

第 20 款 繰越金は、4,164 万 2,356 円の決算額であります。

第 25 款 諸収入は、預金利子雑入あわせて 4 万 3,979 円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款 総務費は 2,531 万 5,044 円で、主なものは項 5 総務管理費、目 1 管理会費の下水道宅内工事推進助成 2,460 万円、下排水整備助成 15 万円であります。

第 10 款 林業費は、142 万 6,189 円で、主なものは項 5 林業費、目 2 林業振興費の下刈等請負費 107 万 1,000 円で、造林地の管理費であります。

第 90 款 予備費は、5 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしておりましたが、使用する事も無くそのまま不用額としております。以上で、議案第 120 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 121 号 平成 16 年度中山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成 16 年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第 23 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入 5,906 万 4,673 円、歳出 4,191 万 6,843 円、差引残額は 1,714 万 7,830 円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第 10 款 財産収入 78 万 9,062 円は、項 5 財産運用収入 目 2 財産貸付収入の家畜改良センター鳥取牧場等への土地貸付料 48 万 9,062 円と項 10 財産売払収入 目 2 立木売払収入 30 万円であります。

第 15 款 繰越金は、5,827 万 4,582 円の決算額であります。

第 20 款 諸収入は、預金利子雑入あわせて 1,029 円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第 5 款 総務費は 4,171 万 1,034 円で、主なものは項 5 総務管理費、目 1 管理会費の下水道宅内工事推進助成 4,140 万円であります。

第 10 款 林業費は 20 万 5,809 円で、主なものは項 5 林業費、目 2 林業振興費の賃金 16 万 6,000 円で、草刈等自主造林地の管理費であります。

第 90 款 予備費は、5 万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしておりましたが、使用する事も無くそのまま不用額としております。以上で、議案第 121 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 122 号 平成 16 年度中山町逢坂財産区特別会計歳入歳出

決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入796万5,613円、歳出31万3,148円、差引残額765万2,465円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第10款 財産収入17万6,909円は、項5財産運用収入 目2財産貸付収入の国営農地造成事業による貸付地（小枕団地）等への土地貸付収入17万497円と項10財産売払収入 目2立木売払収入6,412万円であります。

第15款 繰越金は、776万6,293円の決算額であります。

第20款 諸収入は、預金利子雑入あわせて2万2,411円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款 総務費は25万1,180円で、主なものは項5総務管理費 目1管理会費の公共下水道整備助成10万円であります。

第10款 林業費は、6万1,968円で、項5林業費 目1林業総務費の森林国営保険料であります。

第90款 予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしておりましたが、使用する事も無くそのまま不用額としております。

以上で、議案第122号の提案理由の説明を終わります。

議案第123号 平成16年度中山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本会計は、旧中山町の分譲宅地「ナスパルタウン」の会計であります。

歳入の決算総額1億5,174万1,335円に対し、歳出の決算総額6,441万5,720円で、差引残額8,732万5,615円を新大山町の宅地造成事業特別会計に繰り入れをしております。

歳入について説明します。

第20款 財産収入6,492万2,000円は土地売払収入9区画分が主な収入であります。

第30款 繰越金8,382万4,040円あります。多額の繰越金の大きな要因は、起債償還が据置期間中であったため、起債元金の償還が発生せず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものであります。

第35款 諸収入299万5,295円は消費税還付金であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款 宅地造成事業費5,899万7,149円の主なものは、分譲地の面積確定測量委託料304万5,000円、敷地造成、水道管新設、温泉給湯施設、舗

装工事など5,300万1,450円の工事請負代金、販売促進のための広告料など271万5,000円であります。

第10款 公債費541万8,571円は起債の利子償還であります。以上で議案第123号の提案理由の説明を終わります。

議案第124号 平成16年度中山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成16年度中山町温泉事業特別会計の決算認定をお願いするものであります。

なかやま温泉「ゆーゆー倶楽部ナスパル」は良好な泉質と手頃な入浴料金が好評で、多くの入湯客にお越しをいただいておりますが、残念ながら若干ずつではありますが、客数が減少しているのが現状であります。平成16年度の年間入館者数は9万5,494人で前年度の10万6,046人に対し、約10%の減少となりました。これは開館して数年経過し、周辺客が主力であるという性格により、新規客が頭打ちとなったものと考えております。

決算内容であります。歳入の収入済み額合計が4,629万5,877円、歳出の支出済み額合計が5,203万9,842円、歳入歳出差し引き歳入不足額574万3,965円となっております。この不足額は、合併に伴い発生した債務であり、合併後の会計に引き継いだものであります。

歳入の内訳ですが、前年度の繰越金1,063万3,197円と温泉の入浴料が中心の使用料3,429万191円が主なものであります。

歳出では、温泉運営に要する職員の給料、賃金等人権費が、約2,550万円、燃料費・光熱水費が約967万円、施設の修繕費が約890万円が主なものであります。以上で議案第124号の提案理由の説明を終ります。

次に、議案第125号 平成16年度名和町一般会計決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成16年度名和町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見書を付して提出いたしましたので、認定のほどよろしく願いいたします。

平成16年度名和町一般会計決算の決算額は、歳入総額35億2,373万4,226円に対し、歳出総額33億9,727万7,818円で、歳入歳出差引1億2,645万6,408円となっております。

次に、決算の内容について、歳入から説明を申し上げます。

歳入調定額に対する収納率は、98.8%で、収入未済額は4,214万7,437円であります。

平成17年3月28日の3町合併であったため、収入未済額は、前年度に比べて

増加しておりますが、監査委員さんによります決算審査でも指摘を受けておりますように、滞納整理対策には徴収員をはじめ関係各課をあげて、収納率の向上に取り組んでまいり所存であります。

第1款 町税では、5億4,817万9,976円の決算額で、徴収率は、93.5%であります。このうち第1項町民税は、収入済額1億9,911万9,144円で徴収率94.4%、第2項固定資産税は、収入済額2億9,660万438円で徴収率92%、第3項軽自動車税は、収入済額1,794万8,620円で徴収率96.8%、第4項市町村たばこ税は、収入済額3,451万1,774円で徴収率100%であります。

第2款 地方譲与税では、4,972万5,000円の決算額であります。

第3款 利子割交付金は、351万9,000円の決算額であります。

第4款 配当割交付金は、52万6,000円の決算額であります。

第6款 地方消費税交付金は、6,989万7,000円の決算額であります。

第7款 ゴルフ場利用税交付金は、151万111円の決算額であります。

第8款 自動車取得税交付金は、1,252万円の決算額であります。

第9款 地方特例交付金は、2,369万9,000円の決算額であります。

第10款 地方交付税は、15億2,389万3,000円の決算額であります。

第11款 交通安全対策特別交付金は、75万5,000円の決算額であります。

第12款 分担金及び負担金は、2億6,423万7,655円の決算額であります。この主なものは、第1項負担金、第1目民生費負担金の保育所負担金4,135万5,590円、第3目総務費負担金の電算システム統合事業負担金1億7,066万、第4目 消防費負担金の防災行政無線統合事業負担金3,745万円です。

第13款 使用料及び手数料は、3,033万8,099円の決算額であります。主なものは、第1項使用料、第6目土木使用料の住宅使用料1,534万4,550円です。

第14款 国庫支出金は、3,941万9,191円の決算額であります。この主なものは、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金の児童手当負担金1,715万3,666円、保険基盤安定負担金1,839万9,525円です。

第15款 県支出金は、1億49万4,977円の決算額であります。その主なものは、第1項県負担金、第1目民生費負担金の知的障害者保護費ほか負担金910万4,244円、保険基盤安定負担金919万9,762円、第2項県補助金、第2目民生費補助金の特別医療費補助金1,313万6,843円、第4目農林水産業費補助金の二十世紀梨再生促進事業費補助金ほか2,638万1,712円、第3項委託金、第1目総務費委託金の参議院議員通常選挙費委託金961万1,8

99円であります。

第16款 財産収入は、177万9,474円の決算額であります。この主なものは、第2項財産売却収入の漁業集落環境整備事業で生じた土地の売却収入150万750円であります。

第17款 寄附金は、16万2,204円の決算額で、一般寄附金であります。

第18款 繰入金は、4億4,105万6,000円の決算額であります。主なものは、第1項特別会計繰入金、第2目公共下水道事業特別会計繰入金700万円、第2項基金繰入金で、第1目財政調整基金繰入金2億円、第2目減債基金繰入金1,882万3,000円、第3目ふるさと基金繰入金1,263万円、第4目公共施設整備基金繰入金2億200万円、第5目漁港建設事業推進基金繰入金60万3,000円であります。

第19款 繰越金は、5,225万3,117円の決算額であります。

第20款 諸収入は、3,766万9,522円の決算額であります。この主なものは、第4項雑入、第5目雑入の特別医療費に係る高額療養費繰替戻入金1,057万4,237円、巡回バス運賃収入102万1,200円であります。

第21款 町債は、3億2,210万円の決算額であります。その主なものは、第1項町債、第1目総務債の減税補てん債9,830万円、臨時財政対策債2億700万円、第2目農林水産業債の漁業集落環境整備事業債1,090万円、第3目土木債の地方特定道路整備事業債290万円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の決算総額は、33億9,727万7,818円で、予算執行率は77.8%であります。予算執行率の低下の要因は、年度中途の3町合併によるものであります。

それでは、各款をおって概要をご説明いたします。

第1款 議会費は、8,645万7,423円の決算額であります。

第2款 総務費は、7億5,202万1,662円の決算額であります。主なものは、第1項 総務管理費で第1目一般管理費の大山支所建設工事費負担金2億7,629万9,000円、電算システム統合委託料1,034万1,450円、第3目財産管理費の本庁舎改修工事費5,986万2,600円であります。

第3款 民生費は、5億8,967万7,115円の決算額であります。この主なものは、第1項 社会福祉費、第2目老人福祉費の高齢者居住環境整備費補助金845万3,000円、第8目障害福祉費の障害者支援に係る扶助費7,464万2,408円、第2項児童福祉費、第2目児童措置費の児童手当2,623万円、第2目保育所費の保育所運営費2億2,421万7,356円あります。

第4款 衛生費は、2億5,450万9,589円の決算額であります。この主

なものは、第1項保健衛生費、第2目予防費の各種予防接種・検診委託料2,750万1,660円、第2項清掃費、第2目塵芥処理費の廃棄物収集運搬委託料等5,049万1,105円、西部広域行政管理組合負担金6,240万7,000円、第3目し尿処理費の西部広域行政管理組合負担金3,557万2,000円であります。

第5款 農林水産業費は、2億3,296万8,742円の決算額であります。主なものは、第1項農業費 第3目農業振興費のチャレンジプラン支援事業費補助金・中山間地域等直接支払推進事業費補助金等1,464万2,804円、第4目畜産業費の堆肥等処理施設緊急整備事業費補助金1,458万円、第5目農地費の県営担い手畑総名和町土地改良区分担金補助金1,592万2,500円、第3項水産業費、第4目漁業集落環境整備事業費の漁業集落道路整備工事費2,610万1,950円であります。

第6款 商工費は、6,347万567円の決算額であります。この主なものは、第1項商工費、第2目商工振興費の中小企業小口融資・同和地区中小企業特別融資貸付金等5,159万8,000円であります。

第7款 土木費は、1億7,624万96円の決算額であります。主なものは、第1項道路橋梁費 第5目緊急地方道路整備事業費の町道押平所子線道路改良工事費1,300万円、阿弥陀川橋架替工事負担金6,997万1,250円、第3項住宅費、第1目住宅管理費の御来屋分譲地町営住宅分用地購入費2,580万であります。

第8款 消防費は、1億3,692万7,808円の決算額であります。主なものは、第1項消防費、第1目消防費の防災行政無線設備統合工事費2,247万円、西部広域行政管理組合負担金1億166万3,000円であります。

第9款 教育費は、3億4,189万3,396円の決算額であります。この主なものは、第2項小学校費、第2目教育振興費の教職員用パソコン購入費385万3,500円、第3項中学校費、第1目学校管理費の名和中学校グラウンド改修工事159万8,100円、第4項社会教育費、第2目公民館の名和町公民館講堂改修工事費931万5,600円であります。

第10款 災害復旧費は、536万7,425円の決算額であります。主なものは、第1項災害復旧費、第1目土木費災害復旧費の町道富長中屋敷線災害復旧工事費312万円あります。

第11款 公債費は、6億9,402万7,536円の決算額であります。この主なものは、第1項公債費で、これまで取り組んでまいりました投資的事業に係る起債元金及び利子償還金であります。

第12款 諸支出金は、6,371万6,459円の決算額であります。この主

なものは、各特別会計への繰出金で、国民健康保健特別会計の5,304万7,459円、簡易水道事業特別会計の1,066万9,000円であります。

以上、決算の概要をご説明いたしましたが、財産に関する調べにつきましては、決算書の132ページ以降に、各部門の主要な施策につきましては、決算監査資料に記載しておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第125号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第126号、平成16年度名和町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

まず、新築資金勘定であります。本勘定における歳入総額は930万5,341円で、歳出総額は、1,535万458円で、歳入歳出差引604万5,117円の不足であります。この不足額は合併の事由により生じた債務であります。このため一般会計歳計現金繰替流用額は700万円です。歳入の主なものは、貸付金元利収入930万5,341円であり、歳出の主なものは、公債費1,530万1,898円です。

次に、改修資金勘定であります。本勘定における歳入総額は、213万2,268円で、歳出総額は、368万5,076円で、歳入歳出差引155万2,808円の不足であります。この不足額は合併の事由により生じた債務であります。このため一般会計歳計現金繰替流用額は200万円です。歳入は、貸付金元利収入213万2,268円であり、歳出は、公債費368万5,076円です。

次に、宅地取得資金勘定であります。本勘定における歳入総額は、50万3,804円で、歳出総額は、212万9,450円で、歳入歳出差引162万5,646円の不足であります。この不足額は合併の事由により生じた債務であります。このため一般会計歳計現金繰替流用額は200万円です。歳入は、貸付金元利収入50万3,804円であり、歳出は、公債費212万9,450円です。

よろしくご審議のうえ、ご認定いただきますようお願いいたします。以上で議案第126号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第127号 平成16年度名和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算が確定したことにともない、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。本会計の歳入歳出決算額は、歳入歳出それぞれ1,152円で、歳入歳出差引残額は、なしとなっております。

歳入についてご説明をいたします。

第1款 財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金1,152円は、土地開発基金積立金から生じた利息であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

第1款 基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金1,152円は、歳入でご説明をいたしました土地開発基金積立金から生じた利息を、土地開発基金に積立したものであります。

以上で、議案第127号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第128号 平成16年度名和町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成16年度の歳入歳出が確定したことに伴い地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

本町の恵ぐまれた大自然の中で、レクリエーションや研修を幅広く利用していただけた拠点として、山香荘は地元や県外客にも好評をいただいております。しかし長引く景気の低迷、観光客の多様性によりまして利用者が減少している現状です。このため平成16年10月からは、合宿、研修を対象として宿泊料の値下げをおこない、合宿客の受入れを中心にした経営に取り組んでいます。しかしながら、有料利用者数は11,222人で前年の14,390人に対し12%の減少となりました。

歳入の使用料及び手数料 2,438万2,000円の収入済額は施設使用料です。

主なものは、宿泊1,824万5,000円、休憩225万8,000円、仕出し409万円、くれハウス・バンガロー179万3,000円、売店自販機外264万円であります。このうち前年度に比べ増額したものは、仕出しで200%の増額、大きく減額となったものは、一般利用者の減少にともないで宿泊が17%の減、休憩73%の減、食堂73%の減となっています。

次に歳出では、総務費4,791万8,000円の支出済額は施設管理費です。

歳入の収入済額合計が2,438万2,914円、歳出の支出済額合計が4,791万7,933円、歳入歳出差引不足額2,353万5,019円となっております。この不足額は、合併に伴い発生した債務であり、合併後の会計に引き継ぐものであります。以上で、議案第128号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は1時からとしたいと思います。日程が詰んでおりますので、よろしく申し上げます。

午後12時

午後1時2分

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。引き続き町長の説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） それでは、議案第129号 平成16年度名和町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要を説明いたします。

事業勘定におきまして、歳入総額6億5,427万3,484円、歳出総額6億7,081万2,350円で、歳入歳出差し引き1,653万8,866円の不足となっております。この不足額は、合併の事由により生じた債務であり、一般会計より1,700万円歳計現金繰替流用いたしております。

歳入から主なものを説明いたします。金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第1款 国民健康保険税の収入済額は、2億3,363万円で収納率は、現年度分92.67%、過年度分18.64%であります。

第2款 使用料及び手数料5万7,000円は、督促手数料であります。

第3款 国庫支出金1億8,407万9,000円は、療養給付費等負担金1億6,492万8,000円、財政調整交付金1,915万1,000円であります。

第4款 県支出金286万7,000円は、高額医療費共同事業県負担金であります。

第5款 療養給付費交付金9,576万円は、退職被保険者の医療費に係るものであります。

第6款 共同事業交付金2,038万円は、70万円以上の高額療養費に対する交付金であります。

第7款 財産収入2,000円は、積立利子であります。

第9款 繰入金5,026万2,000円は、一般会計繰入金5,026万円と基金繰入金2,000円であります。

第10款 繰越金6,034万5,000円は、前年度決算による繰越金であります。

第11款 諸収入689万円は、前年度実績による療養給付費負担金、退職者医療交付金追加分及び高額医療費共同事業返還金が主なものであります。

次に歳出について説明いたします。

第1款 総務費442万5,000円は、電算処理業務委託料が主なものであります。

第2款 保険給付費4億8,614万1,000円は、11か月分の医療給付費で前年度の同期に比較して増となっております。

第3款 老人保健拠出金1億1,854万1,000円は、社会保険支払基金への拠出金11か月分であります。

第4款 介護納付金4,000万6,000円は、社会保険支払基金への介護給付費に対する納付金11か月分であります。

第5款 共同事業拠出金1,503万2,000円は、高額医療に対する共同事業拠出金11か月分であります。

第6款 保健事業費629万7,000円は、人間ドック委託料が主なものであります。

第7款 基金積立金2,000円は、積立金利子を積み立てるものであります。平成16年度末の基金保有額は1億495万7,968円であります。

第9款 諸支出金36万4,000円は、保険税の還付金が主なものであります。次に直営名和診療所施設勘定について説明をいたします。

直営診療施設勘定の歳入総額は、9,474万3,918円、歳出総額は、9,809万5,034円で、歳入歳出差引335万1,116円の不足となっております。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、400万円を一般会計歳計現金繰替流用いたしております。

歳入から主なものを説明いたします。

第1款 診療収入7,079万4,000円は、各保険者からの診療報酬収入、外来一部負担金が主なものであります。

第2款 使用料及び手数料91万4,000円は、健康診断料が主なものであります。

第5款 繰入金278万7,000円は、医師住宅建築に係る施設整備繰入金であります。

第6款 繰越金1,287万9,000円は、前年度決算によるものであります。

第7款 諸収入736万8,000円は、予防接種委託料が主なものであります。次に歳出について説明いたします。

第1款 総務費5,035万4,000円は、医師、看護師等の人件費及び派遣医師の報償費、医療事務委託料、レセプトコンピューター借上料が主なものであります。

第2款 医業費4,216万5,000円は、医療用機械器具の借上料、及び内視鏡洗浄消毒器、自動除細動器の備品購入費、医療用衛生材料費、各種検査委託料が主なものであります。

第3款 公債費557万4,000円は、前年度と同額で起債の償還金であります。

以上で議案第129号の提案理由の説明を終わります。

議案第130号 平成16年度名和町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額1億853万7,907円に対し、歳出決算総額は1億148万4,292円で差引残額705万3,615円を平成16年度大山町開拓専用水道特別会計に317万4,175円、大山町水道事業会計に387万9,440円を

繰越をいたしております。

歳入について説明をいたします。

第1款 分担金及び負担金の246万8,000円は水道加入負担金と開拓水道香取水源管理負担金であります。

第2款 使用料及び手数料の6,048万5,321円は、水道使用料と指定工事店登録手数料であります。

第3款 寄付金の40万円は開拓水道加入金であります。

第4款 繰入金の1,066万9,000円は人件費及び施設改良費不足分を一般会計から繰入しております。

第5款 繰越金の384万1,936円は前年度からの繰越金であります。

第6款 諸収入の3,067万3,650円は下水道工事と県工事に伴う水道管移転補償費であります。

次に歳出について説明します。

第1款 総務費の3,445万1,532円は人件費を含む施設管理に要した経費であります。

第2款 施設改良費の3,654万2,100円は公共下水道工事、県工事に伴う水道管移転工事等であります。

第3款 公債費の3,049万660円は起債の元利償還金であります。

第4款 予備費からの支出はございません。以上で議案第130号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第131号 平成16年度名和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は、7億1,102万2,559円、歳出総額は、7億4,966万9,398円で、歳入歳出差引3,864万6,839円の不足となっております。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、3,900万円を一般会計歳計現金繰替流用いたしております。1人当たりの医療費は、前年度の同期に比較して増となっております。

歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第1款 支払基金交付金4億5,285万1,000円は、社会保険診療報酬支払基金から医療費に係る交付金4億4,966万2,000円と、審査支払手数料交付金318万9,000円であります。

第2款 国庫支出金2億761万7,000円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第3款 県支出金5,055万4,000円は、医療費に係る県負担金であります。

次に歳出について説明いたします。

第1款 医療諸費7億4,940万6,000円は、医療給付費・医療支給費及び審査支払手数料であります。

第2款 諸支出金26万2,000円は、前年度実績に伴う交付金の償還金であります。以上で議案第131号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第132号 平成16年度名和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額は8,686万2,152円に対し、歳出決算総額は1億3,361万6,647円で歳入歳出差引歳入不足額4,675万4,495円は合併の事由により生じた債務であり、このため4,700万円を一般会計歳計現金から繰替流用し決算をおこなっています。

歳入について説明をいたします。

第1款 分担金及び負担金の6万円は滞納繰越分の加入負担金であります。

第2款 使用料及び手数料の492万7,752円は下水道使用料であります。

第3款 国庫支出金の3,964万3,000円は光徳地区農業集落排水事業に対する補助金であります。

第6款 諸収入の133万1,400円は河川改修事業に伴う下水管移転補償費であります。

第7款 町債の4,090万円は当会計事業費に充当しております。

次に歳出について説明します。

第1款 総務費の605万1,532円は処理場等の施設管理に要した経費であります。

第2款 農業集落排水事業費の9,121万5,561円は光徳地区の下水処理施設及び管路の設計や施設用地取得に要した経費であります。

第3款 公債費の3,634万9,554円は起債の元利償還金であります。

第4款 諸支出金、第5款予備費は支出はなく全額不用額としております。以上で議案第132号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第133号 平成16年度名和町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額5億8,336万7,730円に対し、歳出決算総額は6億4,680万5,235円で歳入歳出差引歳入不足額6,343万7,505円は合併の事由により生じた債務であり、このため3億円の一時借入金の返済をせずに決算をおこなっています。

歳入について説明します。

第1款 分担金及び負担金の3,450万円は加入負担金であります。

第2款 使用料及び手数料の1,884万4,235円は下水道使用料であります。

第3款 国庫支出金の2億4,900万円は公共下水道事業に対する補助金であります。

第6款 諸収入の982万3,495円は消費税等還付金であります。

第7款 町債の2億7,120万円は当会計事業費に充当しております。

次に歳出について説明します。

第1款 総務費の1,749万3,313円は処理場等の施設管理に要した経費であります。

第2款 公共下水道事業費の5億6,101万2,192円は下水管新設工事や工事設計業務委託等に要した経費であります。

第3款 公債費の6,129万9,730円は起債の元利償還金であります。

第4款 諸支出金の700万円は公共下水道推進基金に積立するため一般会計に繰出しております。

第5款 予備費は支出がなく全額不用額としております。以上で議案第133号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第134号 平成16年度名和町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

この会計は、旧名和町の分譲宅地「御来屋団地」「東岡山団地」の会計であります。

歳入の決算総額3,429万6,000円に対し、歳出の決算総額3,169万6,090円で、差引残額259万9,910円を新大山町の宅地造成事業特別会計に繰り入れをしております。

歳入について説明します。

第1款 財産収入3,429万6,000円は、町営住宅御来屋団地への土地売払収入2,580万円と2区画の土地売払収入849万6,000円であります。

次に歳出の主なものについて説明いたします。

第2款 公債費3,169万6,085円は繰上償還を行い、元金利子ともに返済を終えました。以上で議案第134号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第135号 平成16年度名和町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額4億6,950万2,399円、歳出総額5億1,965万8,739円で、歳入歳出差引5,015万6,340円の不足となっております。この不足額は、合併の事由により生じた債務であり、このため、5,100万円を一般会計歳計現金繰替流用いたしております。

歳入から説明をいたしますが、金額につきまして千円未満は、省略させていただきます。

きます。

第1款 介護保険料保険料の収入済額は9,301万2,000円で、収納率は現年度分で98.62%、過年度分で54.89%、収入未済額は176万9,000円であります。

第2款 使用料及び手数料 1万4,000円は督促手数料であります。

第3款 国庫支出金1億3,042万8,000円は、介護給付費に係る国庫負担金 1億354万3,000円、調整交付金 2,688万5,000円であります。

第4款 支払基金交付金1億6,133万2,000円は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金として交付されたものであります。

第5款 県支出金6,687万5,000円は、介護給付費の県負担金として交付されたものであります。

第7款 繰越金1,783万9,000円は前年度決算によるものであります。

次に歳出について、説明いたします。

第1款 総務費626万7,000円は、電算処理業務委託料、介護認定主治医意見書作成委託料及び介護認定審査会負担金が主なものであります。

第2款 保険給付費5億748万6,000円は、介護サービス等諸費4億8,835万9,000円と支援サービス等諸費1,621万7,000円が主なものであります。

第3款 財政安定化基金拠出金60万1,000円を鳥取県介護保険財政安定化基金に拠出しております。

第4款 公債費530万3,000円は、鳥取県財政安定化基金からの借入金第2回目の償還金であります。

以上で議案第135号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第136号 平成16年度名和町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

歳入の決算総額4億4,493万5,092円に対し歳出決算総額は、4億4,186万6,704円で、差引306万8,388円を余剰金として新町に引き継ぎました。

歳入について説明をいたします。

第1款 県支出金、第2款 繰入金の収入はありませんでした。

第3款 諸収入2億373万5,092円は、売電収入100万6,251円、新エネルギー・産業技術総合開発機構からの建設事業費補助金1億8,805万7,390円と啓発事業費補助金831万1,451円及び中国産業活性化センターからの建設事業費助成金636万円であります。

第4款 町債2億4,120万円は、建設事業のために発行した風力発電事業債

1億9,120万円とミニ市場公募債5,000万円であります。

次に歳出について説明いたします。

第1款 総務費160万9,082円は、建設工事監督員並びに電気主任技術者賃金130万円、発電所維持管理のための電気料金13万6,711円、電話料金10万1,483円が主なものであります。

第2款 事業費4億4,013万3,903円の主な内容は、発電所建設事業における発電した電気を配電線に接続するための連係協議委託業務費189万円、建設工事費4億1,815万5,150円、配電線に接続するための連系工事補償金924万2,882円、自然エネルギーと環境を考えるための啓発事業におけるシンポジウム開催経費34万2,200円、新聞広告料52万5,000円、啓発ミュージカル開催委託費730万5,651円、ミニ市場公募債発行にかかる証券印刷費69万3,000円、業務手数料81万1,020円であります。

第3款 公債費12万3,719円は、平成15年度に発行しました起債の据置期間中の償還利息であります。

以上で、議案第136号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第137号 本案は、平成16年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

決算額は、歳入が42億2,442万3,810円に対し、歳出が44億9,048万6,501円で、歳入歳出差引2億6,606万2,691円の赤字となり、新町に引き継ぐこととなりました。歳入での調定額のうち、未収金は、1億8,568万9,274円であります。年度中途の合併のため、未収金は多くなっており、町税未収額は、1,600万円余りの不能欠損処分を行ったにもかかわらず約9,900万円となっており、固定資産税等の大口の滞納者が固定化している傾向が伺え、憂慮すべき実態であります。未収金対策については、現在、税だけではなく料金も含めて、班体制、また、徴収嘱託員を採用し、引き続き集金対策に鋭意取り組んでいるところでありご理解をお願いするものであります。

それでは、一般会計決算の内容について、歳入からご説明いたします。

第5款 町税は、調定額6億2,131万9,497円に対し、収入済額5億658万7,849円で、徴収率81.5%でありました。項5 町民税は調定額1億8,419万9,166円に対し、収入済額1億5,570万5,365円で、徴収率84.5%、項10固定資産税は、調定額3億9,670万4,683円に対し、収入済額3億1,303万7,780円で、徴収率78.9%でした。

第10款 地方譲与税は、5,194万5,000円の決算であります。税源移譲により新設された項5 所得譲与税は、1,126万4,000円でありました。第18款地方消費税交付金は、5,884万5,000円で、対前年度比12%の増であります。

す。

第30款 地方交付税は、16億9,413万4,000円で、対前年度比4.0%の減であり、主な減額理由は、大山山麓土地改良事業の負担金措置額の減であります。

第45款 分担金及び負担金は、6億9,025万8,359円の決算額で、主なものは、目1総務費負担金5億5,259万8,000円で、これは、庁舎建設事業に対する旧名和町・旧中山町からの負担金であります。

第50款 使用料及び手数料は、4,128万736円の決算額であります。

第55款 国庫支出金は、5,129万8,382円の決算額で、主なものは目5民生費負担金4,057万5,124円であります。

第60款 県支出金は、2億9,705万5,744円で、主なものは、項10県補助金 目20農林水産業費県補助金で、中山間地域等直接支払い推進事業補助金4,827万3,750円、繰り越し分の木材産業構造改革事業補助金1億6,273万3,000円などであります。

第65款 財産収入は、6,831万169円の決算額で、主なものは、町有土地売り払い収入6,512万5,525円であります。

この内容は、国道9号線福尾地内から所子地内までの県道バイパスの新設に伴うもの、県道大山口・大山線の改良事業に伴うもの、及び中ノ原スキーセンター周辺の町有地上水道事業用地として、水道事業会計に払い下げたものであります。

第70款 寄附金は、30万円の決算であります。

第75款 繰入金は、1億6,287万5,514円の決算額で、主なものは、減債基金繰入金5,000万円、公共施設等建設基金繰入金1億円であります。

第80款 繰越金は、1億4,135万482円の決算でした。

第85款 諸収入は、1億1,228万4,149円の決算額で、主なものは、項20雑入で、市町村情報化支援交付金829万円、汗入土地開発公社事業収益金2,114万1,104円、町道押平橋取り壊し補償費3,111万9,858円、地域新エネルギービジョン策定等事業費補助金638万1,770円などあります。

第85款 町債は、3億410万円の決算額で、主なものは、住民税等減税補てん債9,310万円、臨時財政対策債2億210万円あります。

次に歳出について、ご説明いたします。

各款をおって、主な内容についてご説明いたします。

第5款 議会費は、7,572万761円の決算額であります。

第10款 総務費は、15億4,110万9,902円の決算額であります。主なものは、項5総務管理費、目25財産管理費で、庁舎等建設事業8億4,567万2,000円、土地取得特別会計繰出金1億3,537万3,000円、目40諸費で、電算システム統合負担金8,533万円などあります。

第15款 民生費は、5億6,762万4,605円の決算額であります。主な内容は、項5 社会福祉費 項5 社会福祉総務費で、第3子以降すくすく子育て祝い金1,500万円、特別医療費4,043万9,000円、支援費制度7,487万1,000円、目15 老人福祉費で、社会福祉施設整備費補助金4,703万7,000円、項15 児童福祉費では、保育所運営費1億7,440万3,000円、児童手当2,847万5,000円などであります。

第20款 衛生費は、2億6,359万5,547円の決算額であります。主なものは、項10 清掃費 目5 塵芥処理費で、ごみ収集・焼却処理委託料6,010万3,000円、西部広域行政管理組合負担金5,266万6,000円であります。

第25款 農林水産業費は、4億9,768万5,283円の決算額で、主なものは、項5 農業費 目15 農業振興費で、中山間地域等直接支払事業6,508万6,000円、目30 農地費で、畑地帯総合整備事業負担金2,992万円、目32 地籍調査費4,021万9,000円、項10 林業費 目5 林業振興費では、木材産業構造改革推進事業補助金1億6,273万3,000円などであります。

第30款 商工費は、1億1,486万2,593円の決算額で、主なものは、項5 商工費、目5 商工振興費で、小口融資貸付事業貸付金5,800万円、目10 観光費で、町観光協会助成1,649万4,000円、街並み修景施設整備補助金592万7,000円などあります。

第35款 土木費は、3億4,954万1,497円の決算額で、主なものは、項10 道路橋りょう費 目10 道路新設改良費で、地方道路交付金事業（末長押平線）2億3,497万円、単町での町道7路線改良事業4,825万円あります。

第40款 消防費は、1億1,630万2,551円の決算額で、主なものは、西部広域行政管理組合負担金9,416万5,000円、妻木地区防火水槽新設事業507万2,000円あります。

第45款 教育費は、3億3,902万7,554円の決算額で、主なものは、款全体で、小中学校の施設改修・公民館の改修費あわせて2,857万5,000円あります。

第55款 公債費は、5億9,414万6,208円の決算額で、過去に起債した減税補てん債の一括償還があり、対前年度比14.9%の伸びとなっています。

第60款 諸支出金は、3,087万円の決算額で、これは索道会計の財産であった「大山無料休憩所」を一般会計で取得した経費であります。詳細については、一般会計決算説明資料をご覧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第138号 平成16年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

歳入決算額が、1億3,537万5,652円、歳出決算額が、1億3,537万5,343円で、歳入歳出差引309円を新町に引き継ぐこととなっております。平成13

年度に、土地開発基金の現金で先行取得しておりました、旧大山町庁舎等の用地1万6,806㎡の購入費を、一般会計からの繰り入れでまかない、歳出側で、土地開発基金保有の土地の現金還元を図ったものであります。以上で、提案理由を終ります。

議案第139号 平成16年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に貸付事業を終了し、起債の償還も終了し、現在は貸付未収金の徴収に係る特別会計であります。

決算額は、歳入総額が4万9,461円、歳出総額が4万9,000円で歳入歳出差引461円の収支残となっております。

歳入の主なものについては、貸付金元利収入4万9,400円であり、歳出の主なものについては、一般会計繰出金4万9,000円であります。以上で議案第139号の提案理由の説明を終わります。

議案第140号 平成16年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が2,036万9,565円で、歳出総額は、8,474万688円で、歳入歳出差引6,437万1,123円の不足であります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、一般会計歳計現金繰替流用額が6,440万円であります。

歳入の主なものは、貸付金元利収入2,036万9,565円であり、歳出では総務費44万83円、公債費3,295万9,079円、繰上充用金5,134万1,526円あります。よろしくご審議のうえ認定をお願いいたします。以上で議案第140号の提案理由の説明を終わります。

議案第141号 平成16年度大山町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

平成17年3月27日現在、全世帯に占める世帯加入率は約63%、全人口に占める加入率は約40%、被保険者のうち老人医療給付対象者の占める割合は約35%であります。

平成16年度の決算額は、歳入総額が4億7,269万3,866円、歳出総額が5億6,735万7,322円であり、歳入歳出差引歳入不足額9,466万3,456円あります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、一般会計歳計現金繰替流用額が9,470万円あります。

また、繰越金を除く実質収支は、1億3,479万2,035円の赤字であります。

歳出の大部分を占める保険給付費は3億8,738万8,243円、老人保健拠出金は1億203万9,521円となっております。

保険給付費の対前年度比は、平成14年度が16.8%の減少、平成15年度が41.0%の増加、平成16年度が8.2%の減少となります。

平成16年度老人保健拠出金は対前年度比29.1%減少しておりますが、保険給付費の内容を見ますと、一般被保険者の療養給付費が対前年度比8.1%の減少、高額療養費が11.3%の増加であります。また、退職被保険者の療養給付費は9.5%の減少、高額療養費が56.5%減少しております。この減少は合併の事由により生じたものです。本事業が円滑に運営されることは、住民の保健福祉の向上に寄与しているものと考えておりますが、加入者の高齢化などにより、医療費は増加の傾向であります。以上で議案第141号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第142号 平成16年度大山町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が、3億1,492万5,325円であり、診療所別では、大山診療所が1億1,970万5,284円、大山口診療所が1億6,028万2,497円、大山ロリハビリセンターが3,493万7,544円あります。

歳出総額は、2億8,064万7,999円であり、診療所別では、大山診療所が、1億2,528万8,164円、大山口診療所が1億1,083万5,021円、大山ロリハビリセンターが4,452万4,814円あります。

歳入歳出差引は、3,427万7,326円の黒字であります。診療所別では、大山口診療所が、4,944万7,476円の黒字であります。大山診療所が、558万2,880円の赤字であります。この歳入不足額は、合併の事由により生じたものであります。

大山ロリハビリセンターは、平成13年5月に開院し、開院4年目であり、958万7,270円の赤字であります。この歳入不足額は、主に合併の事由により生じたものであります。全体的には健全な経営ができているものと考えております。以上で議案第142号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第143号 平成16年度大山町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が7億3,966万2,916円で、歳出総額が、8億5,826万9,246円で、歳入歳出差引1億1,860万6,330円の歳入不足であります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。

このため、一般会計歳計現金繰替流用額が1億1,870万円あります。歳入の主なものについては、支払基金交付金が、4億9,187万4,000円、国庫支出金が、2億233万9,801円、県支出金が、4,544万9,000円あります。

歳出の主なものについては、医療諸費が、8億4,062万2,484円、諸支

出金として支払基金償還金が、4, 164万119円、平成15年度会計への繰上充用金が1, 347万2, 129円であります。以上で議案第143号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第144号 平成16年度大山町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業特別会計（保険事業勘定）は平成12年度から施行されました。16年度末の65才以上のかたは1, 955人、その内446名の要支援、要介護度の方々がおられ、65才以上の方の約22%であります。また、在宅サービス利用者は236名、施設介護サービス利用者は78名です。

本案は16年度の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。歳出につきましては、施設介護サービス費が2億6, 270万円と最も多く、一月当たり平均75名の方がサービスを利用されております。

平成16年度の決算額は、歳入総額4億2, 002万1, 742円 歳出総額5億1, 469万8, 723円で歳入歳出差引歳入不足額9, 467万6, 981円あります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、一般会計歳計現金繰替流用額が9, 500万円あります。以上で議案第144号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第145号 平成16年度大山町介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が2, 709万1, 023円で、歳出総額は、3, 052万6, 123円で、歳入歳出差引343万5, 100円の歳入不足であります。この不足額は、合併の事由により生じた債務であります。このため、一般会計歳計現金繰替流用額が350万円あります。

歳入の主なものは、介護給付費収入2, 279万4, 040円、自己負担金427万4, 812円であり、歳出では、施設管理費1, 326万7, 481円、施設介護サービス事業費1, 725万8, 642円あります。以上で議案第145号の提案理由の説明を終わります。

議案第146号 平成16年度旧大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額2, 805万7, 061円に対し、歳出決算総額は5, 781万5, 595円で歳入歳出差引歳入不足額2, 975万8, 534円は合併の事由により生じた債務であり、このため2, 980万円を一般会計から歳計現金を繰替流用し決算しております。

歳入について説明いたします。

第5款 事業収入の1, 433万4, 100円は水道使用料、工事負担金であり

ます。

第7款 国庫支出金の1,223万円は、豊房水源増補改良工事に対する補助金であります。

第10款 他会計繰入金の149万2,264円は一般会計繰入金であります。

第15款 繰越金の787円は前年度繰越金であります。

次に歳出であります。

第5款 維持管理費の249万881円は施設の維持管理に要する経費であります。

第6款 事業費の5,400万1,414円は佐摩の老朽石綿管布設替工事、豊房地区水源増補改良工事、赤松地区水道施設工事等によるものであります。

第10款 公債費の132万3,300円は起債の元利償還金であります。

第4款 予備費からの支出はありません。以上で議案第146号の説明を終わります。

次に、議案第147号 平成16年度旧大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

歳入の決算総額4,175万5,457円に対し、歳出決算総額は1億5,129万9,507円で歳入歳出差引歳入不足額1億954万4,050円は合併の事由により生じた債務であり、そのため1億960万円を一般会計から歳計現金を繰替流用し決算をおこなっています。

歳入について説明します。

第5款 分担金及び負担金の59万5,000円は受益者負担金であります。

第10款 使用料及び手数料の2,890万3,217円は下水道の使用料であります。

第30款 繰入金の48万8,000円は一般会計繰入金であります。

第35款 繰越金の91万4,240円は前年度繰越金であります。

第40款 諸収入の5万5,000円は建物災害共済金等であります。

第45款 町債の1,080万円は償還期間を延ばすため借り換えをおこなったものです。

次に歳出について説明します。

第5款 事業費の3,018万8,049円は人件費、処理場等の施設管理等に要した経費であります。

第6款 諸支出金の4,305円は下水使用料の還付金であります。

第10款 公債費の1億2,110万7,153円は起債の元利償還金であります。

以上で議案第147号の説明を終わります。

議案第148号 平成16年度旧大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

歳入の決算総額4億3,700万2,382円に対し、歳出決算総額は9億8,675万9,221円で歳入歳出差引歳入不足額5億4,975万6,839円は合併の事由により生じた債務であり、このため4億円を基金からの一時借入金で充用並びに1億5,000万円を一般会計から歳計現金を繰替流用し決算をおこなっています。

歳入について説明します。

第5款 分担金及び負担金の2,512万1,600円は赤松の池公衆トイレ等の受益者負担金であります。

第10款 使用料及び手数料の4,271万8,614円は下水道使用料であります。

第15款 県支出金の3億4,491万5,000円は当事業に対する補助金であります。

第25款 繰入金の1,045万8,000円は一般会計繰入金であります。

第30款 繰越金の29万1,888円は前年度繰越金であります。

第35款 諸収入の1,349万7,280円は消費税等還付金、建物災害共済金等であります。

次に歳出について説明します。

第5款 事業費の8億6,383万8,375円は人件費、処理場等の施設管理、並びに赤松地区、清原末長地区の処理施設と管路布設工事に要した経費であります。

第6款 諸支出金の3,780円は下水使用料の還付金であります。

第10款 公債費の1億2,291万7,066円は起債の元利償還金であります。

以上で議案第148号の説明を終わります。

次に、議案第149号 平成16年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年3月28日、中山町、名和町、大山町3町の合併により、誕生いたしました新大山町の4日分予算の決算に係るものであります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見書を付して提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書56ページの実質収支に関する調書に記載をしておりますが、歳入総額24億460万1,137円に対し、歳出総額31億2,973万5,172円で、歳入歳出差引7億2,513万4,035円の歳入不足額を生じております。

この歳入不足額は、旧町借入返済金14億円を本会計で返済したことにともない生じた債務であり、この会計の実質収支額は、6億7,486万5,965円であります。

さらに、先程ほどご審議をいただきました中山町一般会計歳入歳出決算不足額2億6,519万10円、名和町一般会計歳入歳出決算額1億2,645万6,408円、大山町一般会計歳入歳出決算不足額2億6,606万2,691円と、大山町一般会計歳入歳出決算（新町分）の4会計を連結しました実質の平成16年度一般会計歳入歳出決算額は、1億4,361万3,264円となっております。

それでは、決算の内容につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

平成16年度一般会計歳入決算額は、予算現額25億1,366万4,000円に対し、調定額は25億2,290万6,396円、収入済額24億460万1,137円ありますが、446万5,640円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1億1,383万9,619円となり、予算額に対して95.7%、調定額に対しまして95.3%の収入状況となっております。

第5款 町税では、調定額1億6,480万3,551円に対しまして、収入済額は5,203万4,197円で、収入未済額は1億830万3,714円となっております。

収入済額の内訳は、第5項町民税3,057万8,698円、第10項固定資産税1,567万5,075円、第15項軽自動車税16万6,580円、第20項市町村たばこ税561万3,844円であります。

また、収入未済額の内訳は、第5項町民税1,879万6,351円、第10項固定資産税8,772万3,719円、第15項軽自動車税178万3,644円であります。

固定資産税、軽自動車税におきまして、446万5,640円を不納欠損いたしております。

第10款 地方譲与税は、5,269万4,000円の決算額であります。

その収入内訳は、第10項自動車重量譲与税3,675万5,000円、第15項 地方道路譲与税1,593万9,000円であります。

第15款 利子割交付金は、478万7,000円、第16款 配当割交付金は、58万円、第17款 株式等譲渡所得割交付金は、211万8,000円、第20款 ゴルフ場利用税交付金は、206万2,935円、第25款 自動車取得税交付金は、3,004万円、第40款 交通安全対策特別交付金は、167万3,000円、第45款 分担金及び負担金は、1,109万2,976円のそれぞれの決算額で、主なものは第10項負担金第15目民生費負担金の保育料819万1,730円あります。

第50款 使用料及び手数料は、818万5,332円の決算であります。第5項使用料の主なものは、保健福祉センター使用料121万4,549円、町営住宅使用料505万7,600円等であります。第10項手数料の主なものは、戸籍、窓口証明等の総務費手数料であります。

第55款 国庫支出金は、2億9,269万704円の決算であります。第5項国庫負担金の主なものは、第15目民生費国庫負担金の身体障害者保護費負担金1,842万3,455円、保育所運営費312万3,005円であります。第10項国庫補助金の主なものは、第10目総務費国庫補助金の公共施設ネットワークシステム構築事業償還金補助金1,094万円、第40目土木費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金1億1,654万5,000円、第50目教育費国庫補助金のへき地児童生徒援助費等補助金608万円であります。

第60款 県支出金は、5億9,747万5,556円の決算額であります。第5項県負担金の主なものは、第15目民生費県負担金の県支援費負担金2,250万361円、第20目衛生費県負担金の老人保健事業負担金671万8,318円あります。第10項県補助金の主なものは、第10目総務費県補助金の合併支援交付金1億9,293万1,568円、中山間地域活性化事業交付金1,789万3,000円、第15目 民生費県補助金の在宅福祉事業費補助金5,053万8,000円、隣保館運営費補助金2,163万1,000円、第30目農林水産業費県補助金の二十世紀梨再生事業補助金3,151万1,780円、農業集落排水事業推進基金造成事業費補助金6,853万5,000円、第35目商工費県補助金の緊急雇用創出特別基金事業補助金1,511万5,500円あります。第15項県委託金の主なものは、第10目総務費委託金の権限移譲事務交付金307万6,000円あります。

第65款 財産収入は、179万3,915円の決算額であります。この主なものは、第5項財産運用収入、第1目財産貸付収入の土地建物貸付収入156万2,959円あります。

第70款 寄付金は、11万8,900円の決算額であります。この主なものは、第5項寄付金、第60目災害復旧費寄付金の農地及び農林水産業費災害復旧事業費寄付金11万8,900円あります。

第75款 繰入金は、2億6,640万7,000円の決算額であります。第10項基金繰入金の主なものは、第10目減債基金繰入金440万7,000円、第15目ふるさと基金繰入金1億円、第20目公共施設整備基金繰入金6,200万円、第35款 地域福祉基金繰入金1億円あります。

第85款 諸収入は、3億1,744万7,622円の決算額であります。この主なものは、第15項貸付金元利収入、第35目 商工費貸付金収入の中小企業小

口融資貸付金元利収入 9, 734万1, 000円、同和地区小口融資貸付金元利収入 3, 905万3, 000円、第25項雑入、第5目雑入の総務費その他雑入、旧名和町歳計剰余金等 1億3, 223万6, 581円であります。

第90款 町債は、7億6, 340万円の決算額であります。この主なものは、第5項町債、第10目総務債の大山支所建設事業債 3億8, 940万円、別所地区多目的集会所建設事業債 3, 280万円、第30目農林水産業債の県営畑地総合開発事業債 3, 070万円、農免農道整備事業債 4, 070万円、第40目土木債の町道改良事業債 1億6, 750万円、第50教育債の中山小学校屋内運動場改造事業債 5, 310万円であります。

次に、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

平成16年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 35億4, 474万8, 000円に対し、支出済額 31億2, 973万5, 172円で、予算現額に対する執行率は、88.3%であります。

第5款 議会費は、45万8, 682円の決算額であります。

第10款 総務費は、4億2, 999万9, 403円の決算額であります。この主なものは、第5項総務管理費、第1目一般管理費の防災行政無線統合工事 3, 370万5, 000円、第5目財産管理費の庁舎施設備品購入費 1, 325万769円、第6目企画費の別所地区多目的集会所新築工事 1, 897万9, 200円、中山間地域活性化事業補助金 2, 203万円、第9目電子計算費のコンピューター保守等業務委託料 2億4, 463万3, 914円、第12目総務施設管理費の高田工業団地公園整備工事 669万5, 450円であります。

このほか、第6目企画費において、中山間地域活性化交付金事業補助金 1, 387万4, 000円を翌年度に繰越明許いたしております。

第15款 民生費は、3億5, 439万2, 331円の決算額であります。主なものとしましては、第5項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保事業特別会計繰出金 5, 979万4, 806円、中山支所デイサービス送迎用自動車購入費 365万円、第3目老人福祉費の高齢者居住環境整備事業補助金 408万6, 000円、介護保険事業特別会計繰出金 1億6, 419万5, 000円、第5目同和対策費の住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金 8, 498万3, 783円あります。第10項児童福祉費の主なものとしましては、第5目 保育所費で、嘱託・臨時職員等賃金 414万2, 285円、賄材料費等の需用費 558万7, 717円あります。

第20款 衛生費は、1億7, 650万6, 113円の決算額であります。この主なものは、第5項保健衛生費、第2目予防費の老人保健特別会計繰出金 1億2, 988万2, 757円あります。第10項清掃費 第2目塵芥処理費の廃棄物収集などの委託料 1, 372万3, 102円、焼却施設等補修工事費 1, 117万9, 350

円であります。

第30款 農林水産業費は、4億4,928万2,641円の決算額であります。この主なものは、第5項農業費、第3目農業振興費の中山間地域等直接支払推進事業交付金1,628万9,115円、二十世紀梨再生促進事業補助金3,708万8,000円、チャレンジプラン支援事業費補助金2,405万1,399円、第5目農地費の集落排水事業推進基金積立金6,853万5,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金2億1,600万円、第6目農業施設運営費のなわ農業者トレーニングセンター屋根塗装工事費2,446万5,000円、地域休養施設特別会計繰出金2,010万9,109円、第10項林業費、第2目林業振興費の森林交付金558万1,200円、第15項水産業費、第1目水産業振興費の漁業経営構造改善事業補助金648万円あります。

このほか、第5項農業費、第5目農地費の農免農道整備事業費956万4,000円を第15項水産業費、第1目水産業振興費の漁業経営開始円滑化事業費1,265万2,000円をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしております。

第35款 商工費は、394万4,047円の決算額であります。主なものは、第5項商工費、第3目観光費の観光案内看板等整備助成事業委託料172万9,066円あります。

○議長（鹿島 功君） 説明の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。

○町長（山口 隆之君） もうちょっとですよ。

○議長（鹿島 功君） 分かっておりますけれど、町長の声がえらい…大変厳しいんで、ここで休憩したいと思います。

午後2時7分

午後2時22分

○議長（鹿島 功君） 再開します。引き続き町長の説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） 第40款 土木費は、2億3,579万1,650円の決算額であります。

この主なものは、第10項道路橋梁費、第3目道路新設改良費の町道末長押平線工事費1,415万2,500円、町道押平所子線工事費2,743万2,450円、県道整備事業負担金729万6,750円と、第30項下水道費、第1目公共下水道費の公共下水道事業推進基金積立金429万8,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億7,447万2,000円あります。

なお、第10項道路橋梁費、第2目道路新設改良費の県道整備事業負担金113万4,000円、町道山村文珠領線歩道設置工事費1,700万円、第20項港湾費、第1目港湾管理費の港湾改修事業負担金315万円を、それぞれ翌年度に繰越

いたしております。

第45款 消防費は、235万5,170円の決算額であります。主なものは、第5項消防費、第2目非常備消防費の消防団員費用弁償180万7,300円であります。このほか、第5項消防費、第3目消防施設費の防火水槽新設工事費610万円を翌年度に繰越明許いたしております。

第50款 教育費は、5,189万4,182円の決算額であります。この主なものといたしまして、第5項教育総務費、第3目教育振興費のスクールバス購入費2,257万5,000円、第20項社会教育費、第5項文化財費の歴史の道整備事業費472万5,000円であります。

第60款 災害復旧費は、642万1,510円の決算額であります。主なものは、第5項災害復旧費、第4目農林水産業費災害復旧費の加茂地内農業用水路災害復旧工事費115万5,000円、第6目土木費災害復旧費の町道富長中屋敷線災害復旧工事費470万2,500円であります。

第65款 公債費は、1,868万9,443円の決算額であります。これは、第項公債費、第1目元金の1,868万9,000円で、中山、名和、大山の旧3町で借入れをいたしました起債の元金償還金であります。

第70款 諸支出金は、14億円の決算額であります。これは、第10項旧町借入金返済金、第1項旧町借入金返済金で、中山、名和、大山の旧3町が、基金及び市金融機関から借入れをいたしました借入金返済金であります。

なお借入金の内訳は、中山町3億円、名和町3億円、大山町8億円であります。平成16年度における大山町の財政状況を決算統計に基づき申し上げますと、普通会計ベースで、経常収支比率が91.1%、公債費負担比率が18.0%、公債費比率19.4%、起債制限比率11.2%となっております。

以上、大山町一般会計の歳入歳出決算について、ご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成16年度決算審査資料をご覧くださいますようお願いいたします。以上で議案第149号の提案理由の説明を終わります。

議案第150号 平成16年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、3月28日に合併をいたしました新大山町の平成16年度土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにともない、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入309円で、歳出はなしとしておりますので、歳入歳出差引残額は309円となっております。

歳入につきましては、第20款 諸収入、第10項雑入、第1目雑入の旧町繰越金309円あります。以上で、議案第150号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第151号、平成16年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額3,051万9,584円に対し、歳出決算総額は73万9,963円で歳入歳出差引残高は2,977万9,621円であります。

歳入について説明します。

第5款 事業収入の417万3,700円は赤松地区水道施設工事負担金であります。

第10款 使用料及び手数料の19万2,759円は水道使用料であります。

第20款 他会計繰入金の35万3,125円は一般会計繰入金であります。

第35款 町債の2,580万円は簡易水道事業のための借入金であります。

次に歳出について説明します。

第5款 総務費の73万9,963円は施設の維持管理に要する経費であります。

第10款 事業費の支出はなく、全額不用額としております。以上で議案第151号の説明を終わります。

次に、議案第152号 平成16年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が1億230万3,612円で、歳出総額は、22万円、歳入歳出差引残額1億208万3,612円であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金8,498万3,783円であり、歳出では総務費22万円であります。以上で議案第152号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第153号 平成16年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額703万6,553円に対し、歳出決算総額は4万9,847円で歳入歳出差引残額は698万6,706円あります。

歳入について説明します。

第5款 管理収入の収入済額19万8,382円並びに第10款 使用料及び手数料の78万3,425円は水道使用料であります。これは旧中山開拓水道会計と旧名和簡易水道会計の料金収入の取扱上の相違により管理収入と使用料及び手数料に水道使用料収入があります。

第25款 諸収入の605万4,746円は旧中山開拓水道会計からの繰越金288万571円と旧名和地区の開拓水道を管理しておりました旧名和町簡易水道会計からの繰越金317万4,175円あります。

次に歳出について説明します。

第5款 総務費の4万9,847円は水道料金集金検針等の管理経費として支出いたしております。

第10款 営繕費の支出はなく、全額不用額といたしております。以上で議案第153号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第154号 平成16年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成16年度の歳入歳出が確定したことに伴い地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

大山町名和地域休養施設山香荘の事業概要につきましては議案128号で申し上げたとおりであります。

歳入の使用料及び手数料518万7,000円の収入済額は施設使用料です。雑入の3万2,000円は委託料の精算により返戻となった額です。繰入金2,010万9,000円は一般会計繰入金で前年度に比べ額で915万5,000円、率で45.5%の増であります。

次に歳出では、総務費179万4,000円の支出済額は施設管理費です。

歳入の収入済額合計が2,532万9,125円、歳出の支出済額合計が179万4,106円、歳入歳出差引残額2,353万5,019円となっております。この残額は、合併前の会計から引継いだ債務に充当するものです。

以上で、議案第154号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第155号 平成16年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明をいたします。

本会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に貸付事業を終了し、起債の償還も終了し、現在は貸付未収金の徴収に係る特別会計であります。

決算額は、歳入総額が雑入の461円で、歳出総額が0円であり、歳入歳出差引461円の収支残となっております。以上で議案第155号の提案理由の説明を終わります。

議案第156号 平成16年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要を説明いたします。

事業勘定におきまして、歳入総額3億8,045万1,094円、歳出総額1億3,442万6,290円で、歳入歳出差引2億4,602万4,804円の残額となっております。

歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 国民健康保険税の収入済額は、2,124万9,000円で収入未済額は、1億1,031万4,000円、不納欠損額は83万1,000円であります。

第10款 使用料及び手数料9,000円は、督促手数料であります。

第15款 国庫支出金2億7,090万5,000円は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金であります。

第20款 療養給付費等交付金2,617万6,000円は、退職者被保険者の医療費に係るものであります。

第25款 県支出金231万5,000円は、高額医療費共同事業県負担金であります。

第45款 繰入金5,979万4,000円は、保険基盤安定、職員人件費等の繰入金であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款 総務費71万5,000円は、職員手当が主なものであります。

第10款 保険給付費9,529万4,000円は、各種療養給付費の1か月分の支払い医療給付費等が主なものであります。

第15款 老人保健拠出金2,790万2,000円は、社会保険支払基金への拠出金、1か月分であります。

第20款 介護納付金907万5,000円は、社会保険支払基金への介護給付費に対する納付金、1か月分であります。

第45款 諸支出金118万7,000円は、保険税の還付金が主なものであります。以上で議案第156号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第157号 平成16年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山診療所、大山口診療所、大山西リハビリセンター、名和診療所の4直営診療所の施設勘定決算であります。

歳入総額1億1,755万3,211円、歳出総額3,491万4,195円で、差し引き残額8,263万9,016円となっております。

歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 診療収入8,136万8,000円は、入院・外来の診療報酬及び一部負担金が主なものであります。

第10款 使用料及び手数料176万8,000円は、文書料、健康診断手数料及び予防接種手数料であります。

第40款 諸収入3,441万5,000円は、旧町での4診療所の収支実績に伴う剰余金を雑入として計上いたしております。

次に歳出について説明いたします。

第5款 総務費2,471万4,000円は、職員手当等の人件費、派遣医師の報酬

費、医療事務委託料及び大山診療所施設管理委託料が主なものであります。

第10款 医業費 1,019万9,000円は、医薬品代金、各種検査委託料及び医療機器の借上料であります。以上で議案第157号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第158号 平成16年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は、3億4,098万8,425円、歳出総額は、1億7,563万4,239円で、歳入歳出差し引き1億6,535万4,186円の残額となっております。

歳入から主なものを説明いたしますが、千円未満は省略させていただきます。

第5款 支払基金交付金 1億2,863万6,000円は、社会保険診療報酬支払基金から医療費に係る交付金と、審査支払手数料交付であります。

第10款 国庫支出金 5,887万2,000円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第15款 県支出金 2,359万7,000円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款 繰入金 1億2,988万2,000円は、医療費に係る町負担分を一般会計から繰入するものであります。

次に歳出について説明いたします。

第5款 医療諸費 1億7,563万4,000円は、医療給付費・医療支給費及び審査支払手数料であります。

以上で議案第158号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第159号 平成16年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本会計におきまして、歳入総額3億197万5,116円、歳出総額1億2,857万7,348円で、歳入歳出差引1億7,339万7,768円の残額となっております。

歳入から説明いたしますが、千円未満は省略させていただきます。

第5款 介護保険料保険料の収入済額は112万1,000円で、収入未済額は224万4,000円であります。

第10款 使用料及び手数料 2,000円は督促手数料であります。

第15款 国庫支出金 6,136万6,000円は、介護給付費に係る国庫負担金及び調整交付金であります。

第20款 支払基金交付金 3,976万1,000円は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金として交付されたものであります。

第25款 県支出金1,252万9,000円は、介護給付費の県負担金として交付されたものであります。

第30款 繰入金1億6,419万5,000円は介護給付費に係る町負担分及び職員給与費等を一般会計から繰入するものであります。

第45款 町債2,300万円は、鳥取県財政安定化基金からの借入れ金であります。

次に歳出について、説明いたします。

第5款 総務費91万3,000円は、嘱託職員賃金及び電算処理業務委料等が主なものであります。

第10款 保険給付費1億1,643万3,000円は、介護サービス等諸費1億1,136万5,000円及び支援サービス等諸費461万1,000円が主なものであります。

第25款 諸支出金1,123万円は、前年度実績による介護給付費等の償還金であります。

以上で議案第159号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第160号 平成16年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算であります。

歳入総額942万1,325円、歳出総額597万7,522円で、差し引き残額344万3,803円となっております。

歳入から主なものを説明いたしますが、金額につきまして千円未満は省略させていただきます。

第5款 サービス収入942万1,000円は、介護給付費収入及び自己負担金収入であります。

次に歳出であります。

第5款 総務費585万2,000円は、医師の診療委託料であります。

第10款 サービス事業費12万4,000円は、嘱託職員の共済費であります。

以上で議案第160号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第161号 平成16年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

歳入の決算総額6億443万5,175円に対し、歳出決算総額は4億630万9,823円で歳入歳出差引残額は1億9,812万5,352円であります。

歳入について説明します。

第10款 使用料及び手数料の643万5,175円は下水道使用料であります。

第25款 繰入金の2億1,600万円は一般会計繰入金であります。

第40款 町債の3億8,200万は合併前の事業に対する起債の借入であります。

次に歳出について説明します。

第5款 事業費の630万9,823円は処理場等の施設管理等に要した経費であります。

第15款 諸支出金の4億円は町借入金返済金であります。

以上で議案第161号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第162号 平成16年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額2億1,592万9,021円に対し、歳出決算総額は3億4,097万9,039円で歳入歳出差引不足額1億2,505万18円は旧町借入金3億円を返済したことによる債務であります。

歳入について説明します。

第5款 分担金及び負担金5,000円は受益者負担金であります。

第10款 使用料及び手数料の765万6,346円は下水道使用料であります。

第20款 繰入金の1億7,447万2,000円は一般会計繰入金であります。

第35款 諸収入の19万5,675円は消費税還付金であります。

第40款 町債の3,360万円は合併前の事業に対する起債の借入であります。

次に歳出であります。

第5款 事業費の4,097万6,804円は処理場等の施設管理等に要した経費であります。

第10款 公債費の2,235円は一時借入金利息であります。

第15款 諸支出金の3億円は旧町借入金返済金であります。

以上で議案第162号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第163号 平成16年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成16年度大山町風力発電事業歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。

歳入の決算総額706万2,680円に対し歳出決算総額は、371万3,178円で、差引334万9,502円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入について説明します。

第5款 県支出金6万1,859円は、旧名和町風力発電事業特別会計で執行しました起債償還利息12万3,719円の利子補給補助金であります。

第15款 諸収入700万821円は、平成17年3月分売電収入252万8,383円、配電線に接続するための連系工事補償金の精算払戻金140万4,05

0円 及び旧名和町風力発電事業特別会計の余剰金306万8,388円であります。

歳出について説明いたします。

第5款 総務費371万3,178円は、電気主任技術者賃金14万円、発電所使用前安全管理審査申請用印紙代金16万3,800円、保守点検業務委託料157万5,000円、電波・騒音調査業務委託料157万5,000円が主なものであります。以上で、議案第163号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第164号 平成16年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成16年度大山町温泉事業特別会計の決算認定をお願いするものであります。

なかやま温泉「ゆーゆー倶楽部ナスパル」の事業概要につきましては、議案第124号で申し上げたとおりであります。

決算内容であります。歳入が調定額777万4,575円に対し収入済み額771万6,870円、収入未済額5万7,705円、歳出の支出済み額合計が134万1,615円であります。差し引き残額が637万5,255円となりますが、旧町決算での歳入不足額574万3,965円を差し引きますと、残額63万1,290円となります。この残額は、平成17年度に繰り越しさせていただきます。

歳入の内訳ですが、温泉の入浴料が中心の使用料337万6,410円と一般会計繰入金400万円が主なものであります。収入未済額が5万7,705円でございますが、回数券の委託販売分の収納遅延が原因でして、新年度で収納いたしております。歳出では、温泉運営に要する燃料費・光熱水費の約107万円が主なものであります。以上で議案第164号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第165号 平成16年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

この会計は、旧名和町の分譲宅地「御来屋団地」「東岡山団地」、旧中山町の「ナスパルタウン」の会計を合併と共に、一つにまとめたものであります。

歳入の決算総額8,992万5,525円に対し、歳出の決算総額16万8,000円で、差引残額8,975万7,525円を翌年度に繰り越すものであります。多額の繰越の大きな要因は、「ナスパルタウン」の起債償還が据置期間中であつたため、起債元金の償還金が発生せず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものです。

歳入について説明します。

第20款 諸収入8,992万5,525円は旧名和町の分譲宅地造成事業特別会計から259万9,910円、旧中山町の同会計から8,732万5,615円

を雑入として受け入れたものであります。

次に歳出であります。第5款 宅地造成事業費の16万8,000円は、街路灯設置工事の請負代金であります。以上で議案第165号の提案理由の説明を終わります。

議案第166号 平成16年度大山町中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入879万6,281円、歳出1万5,000円、差引残額は878万1,281円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第10款 財産収入3万550円は、5項 財産運用収入1目 財産貸付収入の土地貸付収入であります。

第25款 諸収入876万5,731円は、町合併による旧町同会計からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款 総務費1万5,000円は、上中山財産区特別会計へ下排水事業助成のための繰出金であります。

以上で、議案第166号の提案理由の説明を終わります。

議案第167号 平成16年度大山町上中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入1,679万6,664円、歳出35万1,000円、差引残額は1,644万5,664円となっております。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

第15款 繰入金1万5,000円は、中山財産区特別会計から下排水事業助成にかかるものであります。

第25款 諸収入1,678万1,664円は、町合併による旧町同会計からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款 総務費15万円は、下水道宅内工事推進助成10万円と、下排水整備助成5万円であります。

第10款 林業費20万1,000円は、枝打ち等作業員賃金であります。以上で、議案第167号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第168号 平成16年度大山町下中山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入のみ1,727万390円で、差引残額1,727万390円となっております。

歳入であります。

第10款 財産収入12万2,560円は、項5財産運用収入 目1財産貸付収入土地貸付料であります。

第25款 諸収入1,714万7,830円は、町合併による旧町同会計からの繰越金であります。歳出はございません。以上で、議案第168号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第169号 平成16年度大山町逢坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成16年度の歳入歳出決算額が確定したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入のみの769万637円で、差引残額769万637円となっております。

歳入についてご説明いたします。

第10款 財産収入3万8,172円は、項5財産運用収入 目1財産貸付収入土地貸付収入であります。

第25款 諸収入765万2,465円は、町合併による旧町同会計からの繰越金

であります。歳出はございません。

以上で、議案第169号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） 決算に関する議案について提案理由の説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 椎木喜久男君。

○代表監査委員（椎木 喜久男君） 平成16年度大山町歳入歳出決算審査についての報告をいたします。

第1に審査の概要でございますが、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成16年度中山、名和、大山並びに大山町一般会計決算及び各特別会計の歳入歳出決算書について地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された基金の運用状況について審査しましたので、皆様のお手元にお配りしておりますので決算審査資料並びに審査意見書のとおり報告いたします。

監査の基準日でございますが、中山、名和、大山につきましては、平成16年4

月1日から、平成17年3月27日まで現在でございますので、3月27日現在ということでございます。それから新大山町につきましては、平成17年3月28日から4日間の平成17年3月31日でございますので、3月31日現在ということでございます。

監査の実施日でございますが、平成17年10月31日、11月1日、2日、4日、7日、8日、そして17日の7日間審査を実施いたしました。監査をした者でございますが、尾古博文さんと代表監査をしております私、椎木が行いました。

次に、審査に説明を求めた者でございますが、会計課長を始めとして各課長さん並びに関係職員の方の出席或いは説明を求めたものでございます。

次に審査の実施場所でございますが、大山町御来屋328番地、大山町役場内監査室で行いました。

次に、監査の方法でございますが、いわゆる何をどういうふうにとということでございますが、決算計数は、正確で誤りはないか。次に、予算の執行は、関係法令等に基づき、効果的かつ的確になされているか。それから収支についてですね、事務関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。次に、財産管理及び主要事業の各状況についてそれぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認めた関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し慎重に審査いたしました。この審査に至るにあたって、調書書類、或いは資料の作成に多大なご労苦を頂きました関係職員各位に心から敬意を表します。本当にありがとうございました。

平成16年度の決算審査の結果についてでございますが、別紙、平成16年度歳入歳出決算審査意見書に記載したとおりでございます。計数については先程来、山口町長さんの方から非常に詳しく、説明いただきましたので計数については申しあげませんが、よろしくご了承くださいませ。

審査を実施した中山、名和、旧大山それぞれの一般会計並びに各特別会計の計数は正確であり、証拠書類も整備され、会計経理も適正であることを認めました。また合併後の新町4日間についても一般会計並びに各特別会計いずれも計数は正確であったと、証拠書類も整備され、会計経理も適正であることを認めました。

ちなみに先程来町長さんの方から言われましたので、申しておきたいと思いますが、一般会計の中で歳入歳出のところで、徴収率等がありますが、旧町のところでも大山が95.4%、中山が98.7%、名和が98.8%、トータルしますと97.4%の徴収率というようことで、執行率につきましては、大山が84.6%、中山が93.7%、名和が77.8%、トータルで84.8%というような形に旧の分はなっております。新町につきましては、先程来ありましたが、ちょっと調べてみますと、新町につきましては、調停額に対するもの、予算に対するものとあり

ますが、調停額に対するものではですね、93%の徴収率でございます。執行率は予算に対するものですが、88.3%という結果が出ております。それで旧町を含んだ各財政指標は、普通会計ベースで経常収支比率が91.1%、公債費負担比率が18.0%、起債制限比率が3ヶ年の平均で11.2%となっております。

次に意見として述べておきたいと思いますが、まず始めに、合併して日も浅いわけでございますけれど、まず内部統制の強化に努められ、本支所間の連携を密にさせていただき、業務の効率化を図っていただきたいというふうに、いろいろ審査の中で見ましたところ、そういう結果が出ております。

次に、年々増大する未収金の回収に努めていただきたいということで、現時点でも回収に努めて頂いてるわけでございますけれど、これには非常に限界があるのではなかろうかという感じをいたしました。そこで早急に対策を講じ、町民の不公平感を感じないように、生じないようにやっていただきたいというふうに思います。

総合的なまとめといたしましては、今後は、三位一体の改革などに対応した行財政改革に努め、また住民参加による協働、ともに働く、みんなで力を合わせて働く、協働のまちづくりを進めていきたいというふうに思いますし、また旧町の意識を早期に解消し、新町まちづくりのプランの着実な進展に努められるよう期待して平成16年度決算審査の意見とします。以上、審査報告といたします。

○議長（鹿島 功君） 監査委員さんには、このたび、4町分の決算審査をしていただきました。厚くお礼申し上げます。

日程第64 議案第170号～日程第82 議案第188号

○議長（鹿島 功君） 日程第64、議案第170号、大山町行財政改革審議会条例の制定についてから日程第82、議案第188号 平成17年度大山町水道事業会計補正予算（第3号）についてまで、計19件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第170号から議案第188号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第170号 大山町行財政改革審議会条例の制定について説明を申しあげます。

社会経済情勢の急激な変化と地方分権の時代に対応し、簡素で効率的な行政運営を実現するため、行財政改革の推進が求められています。

国においては「地方公共団における行政改革のための新たな指針の策定について」において地方行革の新たな指針を示すとともに、地方自治体に対し「集中改革プラン」の策定を求めています。

本町におきましては、合併協議において補助金の整理統合、職員の処遇などにつ

いても検討を重ね、一定の財政改革を進めておりますが、新町において更に財政改革を進めるため、町内部において10月以降、行財政改革のプロジェクトチームを組織し、検討進めています。

住民にとって公正かつ適正な行財政改革を進めるためには、内部での検討ばかりではなく、広く町民、有識者の皆様のご意見を伺いながら行財政改革を進める必要があります。本条例はそのための審議会を設置する条例であります。

条例では、委員の数を15名以内とし、学識経験者、公共団体等を代表する者、町民としております。また、例えば補助金の整理統合など個別の案件について検討していただくため、部会を設けるようにしております。

行財政改革についての検討は、平成18年度中に終了するよう予定しておりますが、更に検討を要する場合は考慮いたして、委員の任期は委嘱の日から平成20年3月31日迄とし、この条例に失効の期日も同日としております。

なお、施行日は公布の日としています。以上で議案第170号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第171号 大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

平成15年9月2日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、現在施設の管理委託を行っているものについて法律施行後3年以内に指定管理者制度を導入するか、直営で管理運営を行うか対応をとる必要があります。現在町では、指定管理者制度に移行できる施設などについて検討いたしておりますが、併せて指定管理者制度を導入するための条例の整備について検討を行って参りました。

指定管理者制度の条例を整備する場合、指定管理者の指定の手續き、管理の基準、管理業務の範囲について個別の設置管理条例に定める場合と、指定管理者についての総則的・共通的な内容について独立した条例を定め、それを基に個別の設置管理条例を定める場合の二とおりの方が行われています。指定管理者制度の対象となる施設が少ない場合は前者、多い場合は後者の形式をとる場合が多いようです。今回提案しております条例は、後者の形式をとっており指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めることを目的として制定するものです。

主な内容としては、第2条で指定管理者の募集に関しては、公募することとその場合に掲げる事項を定めております。

第4条では候補者の選定に関する基準を定め、効率的な運営、公平な利用の確保、サービスの向上、施設管理を適正にできる規模及び能力、経費の削減などの基準を示しております。

第5条では、第2条の規定の例外とし、「公募によらない候補者の選定の場合」について定めております。

第7条では、町が指定管理者を選定したのち、議会の議決により指定管理者に指定することを定めています。

第8条では、町と指定管理者の指定を受けた団体とが結ぶ協定の内容について定めております。

第11条では、毎年度終了後に提出する事業報告書の内容について定めています。第17条では、第4条及び第5条で指定管理者を選定する場合に公平性、透明性を確保するため指定管理者候補を選定するための選定委員会を設置することを定めています。

なお、施行日は平成18年1月1日と定めています。以上で議案第171号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第172号 大山町個人情報保護条例の一部改正について提案理由の説明をいたします。

先に提案いたしております大山町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定に伴い、指定管理者制度を導入した場合の個人情報の保護について、町の責務及び指定管理者の責務について明らかにするため、大山町個人情報保護条例を改正するものです。なお、この条例の施行日は平成18年1月1日と定めています。以上で議案第172号の提案理由の説明を終わります。

議案第173号 大山町町有地等における放置自動車の措置に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

近年、自動車が町有の公園や駐車場に放置されている事例が、何件かあり町民の施設の利用などに不都合を生じていますが、所有者が不明のためその処理について苦慮しています。道路法など該当する法令がある場合はその法令で放置されている自動車を処理できますが、対応できない場合が多いのが実状であります。

放置自動車の措置について他の自治体の例を見ますと、条例を制定し、一定の手續を経た後に、放置された自動車を廃物として自治体が処理をする例があります。県内でも鳥取県や米子市が同様の条例を定め、放置された自動車の措置を行っています。条例の作成に当たりすでに条例を制定している自治体に問い合わせをいたしましたところ、第1点として、放置自動車の処理については、所有権の問題があり、自治体が条例を制定しても法的には所有権が優先されると考えられるが、自治体が放置自動車の措置について条例化を図り、それに基づいて適正な手續を行った場合は、争いになっても勝てるのではないかと。また第2点として、職員が放置自動車の処理を行う上で、条例が無い場合、職員が勝手に処理を行ったことになり、個人の責任となる恐れがあることが、その責任の所在を明確にする。そういったことなどを勘案し条例を制定した経過があるということでした。本町においても放置自動車の処理を行うため条例を制定するものであります。

主な内容としては、第2条でこの条例で使用する用語の意義について定めています。

第4条では、放置自動車の調査や警告書のはり付けなどについて定めております。

第5条では、警告書をはり付けたのちも一定期間放置されていた場合、移動、保管できること、併せて移動、保管をしたことを告示することを定めています。

第7条では、警告書をはり付けた翌日から1ヶ月を経過し、かつ一定の条件に当てはまる場合は、廃物と認定できることを定めております。

第8条では、廃物と認定した場合に処分ができること、また7条で廃物と認定できない場合も告示後6ヶ月を経過した場合は、廃物して処分ができることを定めております。

なお、施行日は公布の日といたしています。以上で議案第173号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第174号 大山町営土地改良事業の施行について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成18年度施行予定の元気な地域づくり交付金事業（豊房大口井手地区）の実施に際し、土地改良法第96条の2第2項の規定により、大山町議会の議決が必要なため提案するものであります。

本事業は、大山町豊房地区（受益面積76.4ha）の唯一の頭首工である「豊房大口井手」の取水堰が大水で流失をし、現在は、河川内の自然石を積み上げてしている状態であり、農業用水の確保が非常に不安定な状態のため、これを解消し農業用水の安定供給を図り、農業経営を向上させるために取水堰を改修するものであります。

事業の概要は、取水堰を木工沈床から、自然石を鋼鉄製の箱枠に詰め、それを積み上げる鋼製箱枠堰に替えるものであり、事業費は1,800万円、工期は平成18年度単年度施工の予定であります。以上で、議案第174号の説明を終わります。

次に、議案第175号 大山町庄内地区集会所条例を廃止する条例について提案理由の説明をいたします。

庄内地区集会所として使用しております施設が、県道の拡幅にかかり、撤去することが必要になったため、本条例を廃止するものであります。

本集会施設は昭和34年に旧庄内保育所として建築され、その後保育所の移転とともに、集会施設として使用されていたものであります。老朽化が進み、また、昨年ちかくに住民が利用する施設も建築されたため、利用率も低下しており、撤去しても問題は生じないものと思われま。

なお、施行日は公布の日としております。以上で議案第175号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第176号 平成17年度大山町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、普通交付税の追加交付、国・県補助金の額の確定、土地売り払い収入の増額、地方債の額の追加及び変更のほか、事業計画の変更、債務負担行為補正等により、現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため提案するものであります。

この補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、8,094万3,000円を追加し、歳出予算の総額を104億611万8,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第35款地方交付税の5,685万9,000円の増額は、普通交付税の追加交付によるものであります。

第45款分担金及び負担金の165万4,000円の増額は、第5項分担金、第30目農林水産業費分担金の単県農業農村整備事業分担金であります。

第55款国庫支出金の165万4,000円の増額の主なものは、第10項国庫補助金の街なみ助成事業補助金100万円であります。

第60款県支出金の3,279万6,000円の減額の主なものは、第10項県補助金で、合併支援交付金2,601万6,000円の減額、特別医療費補助金503万6,000円の増額、二十世紀梨再生促進事業補助金251万5,000円の増額、単県農業農村事業補助金413万5,000円の増額、大山地区芝グラウンド整備支援事業補助金1,715万円の減額と、第15項委託金の衆議院議員選挙費286万円の減額を調整したものであります。

第65款財産収入の311万2,000円の増額は、第5項財産売払収入の主要地方道名和岸本線改良工事にともなう庄内小学校用地売払110万6,640円と阿弥陀川廃川敷を株式会社ファミリーへ払い下げすることに伴う土地売払収入200万6,000円であります。

第85款諸収入の1,834万6,000円の増額の主なものは、第25項雑入の主要地方道名和岸本線改良工事にともないます庄内地区集会所移転補償費958万及び庄内小学校フェンス移転補償費385万5,000円、国道9号道路拡幅に伴う御来屋東区防火水槽移転補償費400万3,000円のそれぞれ増額によるものであります。

第90款町債の3,220万円の増額は、第5項町債の情報通信基盤整備事業債2,920万円の増額と自然災害防止事業債300万円の追加によるものであります。

そのほか、農免農道整備事業、給食センター新築事業において、起債名の変更を

いたしております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第10款総務費の853万5,000円の増額の主なものは、第5項総務管理費の一般管理費で行財政改革審議会委員報酬14万2,000円、新町の町旗の制作費23万9,000円、財産管理費では歳入でご説明いたしました主要地方道名和岸本線改良工事にともないます庄内地区集会所解体工事費440万円を追加計上いたしております。

第10項徴税費では、町税更正還付金100万円と町税等徴収嘱託職員賃金100万7,000円を増額いたしております。

第20項選挙費では、衆議院議員選挙費委託金の額の確定にともない286万減額いたしております。

第15款民生費では3,185万5,000円の増額であります。その主なものといたしまして、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で、特別医療費1,007万3,000円の増額、老人福祉費で外出支援サービス委託料175万6,000円、高齢者居住環境整備事業補助金120万8,000円のそれぞれ増額、介護保険事業特別会計繰出1,038万3,000円の増額、第10項児童福祉費の保育所費では、所子保育所吹付けアスベスト除去のための工事費180万円を計上いたしておりますが、成分分析の結果、アスベストは検出されませんでしたので、これを減額し、新たに、平成18年度の入所予定園児数の増加にともない。1クラス増設するための経費239万4,000円と逢坂保育所食器消毒保管庫購入費63万2,000円を追加計上いたしております。

第20款衛生費の637万7,000円の増額の主なものは、第5項保健衛生費の予防費で、老人保健特別会計繰出金299万2,000円の増額、第10項清掃費では、平成14年度に収集処理業務を停止しております大山焼却場の解体工事前調査委託料857万9,000円を減額し、同施設の屋根修繕料150万5,000円を追加計上いたしております。

これは、現在国において、焼却施設の解体費用の交付金化が検討されておりますので、この動向を見極めながら対処する考えであります。現在焼却施設の屋根の雨漏りが生じ、汚水の流出が憂慮されますので、応急的に補修するものであります。

第30款農林水産業費の1,785万4,000円の増額は、第5項農業費の農業振興費で、二十世紀梨再生促進事業補助金282万6,000円を事業量の増により増額するものであります。

農地費では、旧名和地区の大塚・中村、旧大山地区の上万、門野集落において単県農業農村整備工事に取り組むための経費722万4,000円と農業集落排水事業特別会計繰出金150万円を増額いたしております。

農業施設運営費では、名和農業者トレーニングセンター下水道管修繕料ほか260万9,000円を増額いたしております。

第35款商工費は、2,971万7,000円の減額であります。その主なものは、第5項商工費の観光費で、大山地区芝グラウンド整備支援事業補助金3,430万円の皆減と、企業誘致費で高田工業団地にあります株式会社ファミリーへ売却いたします用地の分筆測量業務委託料200万6,000円であります。

第40款土木費の151万5,000円の増額の主なものは、第10項道路橋梁費の道路維持費で補修用原材料費100万円の増額であります。道路新設改良費では、町道報国羽田井線に係る事業費の組み替えを行っております。

第45款消防費の505万円の増額の主なものは、相次ぐ火災の発生により消防団員の出勤手当94万円と、歳入でもご説明をいたしましたが、国道9号道路拡幅にともないます御来屋東区防火水槽移転工事費127万3,000円、原材料費273万円であります。

第50款教育費の3,945万6,000円の増額の主なものは、第5項教育総務費の教育振興費で、名和小学校統合に係る通学用バス1台分の購入費1,466万円、第10項小学校費の学校管理費で、同じく小学校統合に関連し庄内小学校仮設校舎建設及び下水道接続工事費1,649万円、庄内、名和、光徳の3小学校の閉校式実行委員会補助金140万円であります。

第60款災害復旧費1万8,000円の増額は、平成17年7月1日の梅雨前線豪雨により発生いたしました町道滝坂線公共土木施設災害復旧補償費であります。

第2表では、地方道路臨時交付金事業町道末長押平線の債務負担広域期間及び限度額を平成17年度から平成18年度までの2億6,500万円と新たに定めております。

以上で、議案第176号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩したいと思います。再開は3時35分に再開します。

午後3時24分

午後3時37分

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。続いて町長の説明を求めます。

○町長（山口 隆之君） それでは議案第177号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、貸付金の繰上償還が行われたことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ331万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,437万円とするものであります。

補正内容について、歳入から説明をいたします。

第20款 諸収入331万2,000円は貸付金元利収入の増によるものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第10款 公債費331万2,000円の増額は、元金償還金及び利子償還金の変更によるものであります。

以上で議案第177号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第178号、平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,084万円を追加し、歳入歳出の総額を20億4,285万5,000円とするものであります。

歳入におきまして、第15款国庫支出金674万5,000円の増は、一般被保険者に係る療養費、高額療養費の増によるものであります。

第20款 療養給付費等交付金3,180万8,000円の増は、退職被保険者に係る療養給付費、療養費の増によるものであります。

第25款 県支出金106万8,000円の増は、一般被保険者に係る療養費、高額療養費の増によるものであります。

第50款 繰越金122万1,000円の増は、前年度の実績により、増額するものであります。

歳出におきまして、第5款 総務費122万8,000円の増は、主に一般消耗品費の増によるものであります。

第10款 保険給付費4,254万5,000円の増は、一般被保険者に係る療養費、高額療養費、及び退職被保険者に係る療養給付費、療養費の増によるものであります。

第20款 介護納付金345万8,000円の増は、額の確定によるものであります。

第25款 共同事業拠出金144万円の増は、今後の支出見込みによるものであります。

第45款 諸支出金30万円の増は、一般被保険者に係る保険税還付金の増によるものであります。

第90款 予備費を813万1,000円減額し、財源調整をいたしております。

以上で議案第178号の提案理由の説明を終わります

議案第179号、平成17年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4億8,150万8,000円に歳入歳出そ

れぞれ198万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,349万1,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第30款 繰越金198万3,000円であります。次に歳出について説明をいたします。

第5款 総務費156万円(名和診療所)、第10款 医業費42万3,000円(大山口診療所)を計上いたしております。

以上で議案第179号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案180号 平成17年度大山町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,598万9,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。この補正予算は、年度内の医療給付費、医療費支給費及び老人高額医療費の不足が見込まれるため、増額補正いたすものであります。

第5款 支払基金交付金2,153万8,000円の増は、医療費の増額に対して交付されるものであります。

第10款 国庫支出金1,195万7,000円の増は、医療費の増に伴う国庫支出金であります。

第15款 県支出金298万9,000円の増は、医療費の増に伴う県支出金であります。

第20款 繰入金299万2,000円の増は、医療費の町負担分を一般会計から繰り入れするものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款 医療諸費3,947万6,000円の増は、今後必要な医療給付費、医療費支給費及び老人高額医療費を増額するものであります。

以上で議案第180号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第181号 平成17年度大山町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額15億6,934万5,000円に歳入歳出それぞれ5,215万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,150万3,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第15款 国庫支出金2,220万2,000円、20款 支払基金交付金1,407万7,000円、25款 県支出金549万6,000円、30款繰入金1,038万3,000円あります。これは保険給付費の増額並びに制度改正による

介護保険システム改修の増額計上をいたしております。

次に歳出について説明をいたします。

第5款 総務費657万3,000円は18年4月制度改正のシステム改修、主治医意見書料の増加、第10款 保険給付費4,399万3,000円は17年10月制度改正による増額並びに在宅サービス費の増額計上いたしております。

以上で議案第181号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第182号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4,222万4,000円に歳入歳出それぞれ10万円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4,232万9,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。第5款 サービス収入10万円であります。

次に歳出について説明します。

第5款 総務費10万円は、平成17年10月介護保険の制度改正による増額であります。以上で議案第182号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第183号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ284万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億757万7,000円とするものであります。

補正の内容について歳入から説明します。

第25款 繰入金の150万円は施設修繕のために一般会計から繰り入れするものであります。

第35款 諸収入の134万5,000円は清原末長処理区の落雷被害に対する災害共済金であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款 事業費の284万5,000円の増額は農業集落排水施設の修繕費の増額によるものであります。第2目 農業集落排水施設整備費には金額の追加はありませんが、水道管移転補償費の減額と工事請負費の増額等で節の支出区分の変更を行っています。第10款 公債費の金額の追加はありませんが、実績見込みにより利子部分を減額し、同額を元金償還額に追加しております。以上で議案183号の提案理由の説明を終わります。

議案第184号 平成17年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,029万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を11億3,872万8,000円とするものであります。

す。 補正の内容について歳入から説明します。

第5款 分担金及び負担金の270万円の追加は名和处理区の加入分担金を見込んでおります。

第10款 使用料及び手数料の9万4,000円の追加は逢坂処理区の下水使用料を見込んでおります。

第35款 町債の4,750万円の追加は下水道事業費に充当するため借り入れするものであります。

次に歳出について説明します。

第5款 事業費の5,024万4,000円増額の主なものは工事設計委託費、管路工事費の増額と水道管移転補償費の減額等を調整しております。

第10款 公債費の金額の追加はありませんが、実績見込みにより利子部分を減額し、同額を元金償還額に追加をいたしております。以上で議案184号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第185号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算第3号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成16年度分消費税の確定申告に基づく還付税額の確定にともない、予算執行見直しをいたしましたところ歳入歳出予算を調整する必要性が生じたため提案するものであります。

この補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に、633万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,060万2,000円とするものであります。

歳入第15款 諸収入633万8,000円の追加は、平成16年度分消費税の還付金であります。

歳出の第5款 総務費34万円の減額は、臨時点検に要する賃金5万3,000円と消費税額の確定にともなう公課費30万円が主なものであります。

第15款 予備費668万7,000円の追加は、財源調整によるものであります。以上で、議案第185号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第186号 平成17年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額4,164万8,000円に歳入歳出それぞれ30万円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,194万8,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明をいたします。

第15款 諸収入30万円の増額は落雷被害保険給付金であります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款 温泉館費、第5項温泉館運営費、第1目温泉館運営費でございますが、

需用費の内、備品等修繕料 80 万円の増額であります。主な内訳は落雷被害の修繕、排水管漏水の補修、ブロワーポンプの取り替え等であります。公課費 50 万円の減額は、支払消費税の減に伴うものであります。以上で議案第 186 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 187 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額 5,326 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 33 万円を増額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,359 万 6,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第 15 款 繰越金 33 万円は前年度繰越金であります。

次に歳出について説明いたします。

第 5 款 宅地造成事業費の 33 万円は、販売促進用の広告印刷代 19 万円と新聞折込手数料 14 万円を計上しております。以上で議案第 187 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 188 号 平成 17 年度大山町水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明申しあげます。

本案は、収益的収入及び支出、及び資本的収入及び支出を補正するものであります。

まず、収益的収入及び支出の営業外収益の補助金 311 万 7,000 円の減額と資本的収入及び支出の収入、補助金 311 万 7,000 円の増額であります。一般会計からの企業債元利償還金の補助のうち元金償還にかかる補助分も収益的収入に予算計上していたため、このたび組み替えを行うものであります。

次に、収益的収入及び支出の営業費用 57 万 2,000 円の増額であります。中山地区の第 6 水源地の予備ポンプが故障し取り替えしたため、故障したポンプの除却を行うものであります。

続いて資本的収入及び支出の建設改良費 72 万 5,000 円の増額であります。中山地区の第 6 水源地のポンプ交換の費用を計上いたしております。

以上で、議案第 188 号の提案理由の説明を終わります。以上で終わります。

追加日程第 1 地方行政調査特別委員会の調査結果の報告について

○議長（鹿島 功君） お諮りします。先日実施しました地方行政調査特別委員会の報告を日程に追加し、追加日程第 1 として委員長の報告を受けたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。地方行政調査特別委員会の調査結果の報告を日程に追加し、追加日程第1とし、委員長の報告を受けることに決定しました。委員長の報告を求めます。地方行政調査特別委員長、森田増範君。

○地方行政調査特別委員長（森田 増範君） 地方行政調査特別委員会の委員長として、先般調査研究いたしました。その報告をいたします。

別紙のとおり、報告書を用意しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。調査の実施日は、平成17年11月9日から11日までであります。調査地及び調査事項、まず目的であります。一つは新多目的交通システムの調査研究であります。これは、福島県小高町であります。商工会が実施しております小高eーまちタクシーの実態の調査でございます。もう一つはトータルケアの調査研究、福島県西会津町であります。参加対象は議員全員であります。

調査研究の概要につきましては、報告書の中身をご参照願いたいと思っておりますが、まず目的であります。新多目的交通システムの調査研究についての目的であります。新しい大山町では現在、旧名和町におきまして町営の巡回バスが運行されております。今後、全町への移行等について、今後の課題として浮上して参ります。この調査研究を行ったところでございます。

内容につきましては、報告書の通り概要を整理しておりますので、ご覧頂きたいと思っております。

次に、二つめのトータルケアの調査研究についてであります。目的、高齢化率の高まりと共に、医療介護費等が増大する傾向にあります。我が町にありまして、保健、医療、福祉の連携を強化したトータルケアの町づくりを全国に先駆けて取り組んでいます西会津町の先進事例を調査研究し、今後に生かすために調査研究をいたしました。特に、西会津町につきましては、年間で250ほどの全国から先進事例という形で視察を受け、一週間に二日だったと思っておりますが、その限定の中で調査日を定め、研修をし、調査研究してまいったところでございます。中身につきましては、報告書のとおり、その概要を整理しまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それぞれの調査研究いたして参りました要綱につきまして、今後新しくスタートしました大山町の取り組みの、それぞれの取り組みの中での、一つ一つの場面でその調査研究をしてきました事例を基に生かしたいと思っておりますし、また議員各位、それぞれが多大な時間をかけて調査いたしておりました事項でございます。それぞれの思いの中でこれからの町政に繁栄できるものと期待しておるところでございます。以上、報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで、地方行政調査特別委員会の調査結果の報告を終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日、7日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。ごくろうさまでした。

午後4時散会
